もくじ　CONTENTS

・2012 年度地方財政計画と地方財政

公益財団法人地方自治総合研究所前研究員　高木　健二　…… 3

・資　　料　平成 24 年度地方団体の歳入歳出総額の見込み額（総務省）より一部抜粋

……29

＊平成 24 年度地方財政計画のポイント、* 平成 24 年度地方財政計画の概要

＊（通常支出分）

地方交付税の確保、財源不足額、地方財源の確保、子どものための手当

＊（東日本大震災分）

震災復興特別交付税、震災復興特別交付税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用について、平成 24 年度以降の子どものための手当てについて、地域自主戦略交付金の拡充等について、住民生活に光をそそぐ事業について

＊主な地方財政指標積算基礎（通常支出分）

＊地方財政歳入歳出一覧（通常支出分）

＊地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

＊通常収支分と東日本大震災分の合計

＊平成 24 年度地方公営企業関係予算主要項目

編集後記……50

白ページ

2012 年度地方財政計画と地方財政

高 木　健 二（公益財団法人地方自治総合研究所前研究員）

はじめに

2012 年度の地方財政について、総務省は、「中期財政フレーム」と基調を合わせて、概算要求時から以下のとおり、国に要求してきた。①社会保障費の自然増に対応する地方財源を確保する。②一般財源総額は前年度水準を下回らないようにする。③地方交付税は 17.1 兆円（▲0.3 兆円）とし地方の安定的財政運営の財源を確保する。④震災からの復旧・復興は被災自治体が全力で取り組めるようにする。⑤被災自治体以外の自治体に負担を及ぼさないよう地方の復旧・復興財源費とその財源は通常の歳入・歳出とは別枠で整理し国費の措置を大幅に拡充した上で地方財源を確保する。

また地方財源不足対策として、以下のとおり要求してきた。①一般会計から 1 兆 1600 億円加算する、②そのうち三位一体改革による交付税削減の復元分 1 兆 1277 億円は所得税の地方交付税率を 32％から 40％に引き上げる、③国・地方の折半補てんルールに基づき、臨時財政特例債 4 兆 1955 億円を確保する。地方交付税率の引き上げ以外は、概ね概算要求に基づく地方財政の安定は確保されたといってよいだろう。

1. 地方財源不足とその対策

地方財政の財源不足（都道府県、市町村）は、国が法令等により地方に事務事業の実施を広

図表1.13.7兆円の地方財源不足の補てん対策

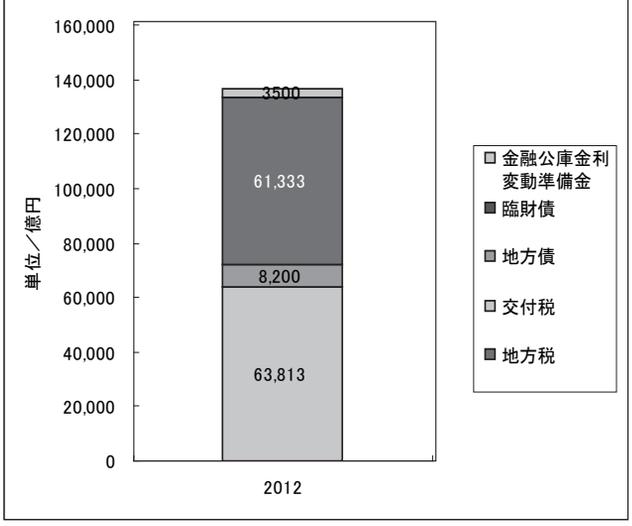

図表2.24年間の地方財源不足220兆円の補てん対策

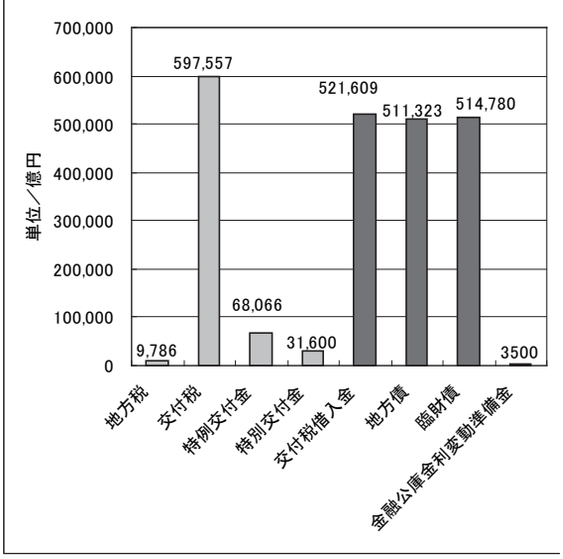

範囲に義務づけていること、地方分権改革で義務づけが緩和されるなどして地方に委ねられても地方はこれら事務事業を実施しないわけにはいかないこと、これらの経費に対して地方の自主的な一般財源(地方税など)が大きく不足することなどによって、恒常的に発生してきている。

2012 年度の地方財源不足は、13 兆 6846 億円（▲ 5607 億円）となった。前年度より地方財源不足が圧縮された原因は、給与単価や地方公務員数の定数削減などによる給与関係費の削減▲ 2900 億円、公債費の削減▲ 1600 億円などにある。とくに人件費の削減を中心に、この間、地方財源不足の縮減を図っていることが問題である。

地方財源とくに一般財源不足は、地方交付税の増額、国から地方への税源移譲による地方税などを中心に補てんするのが、地方交付税制度の趣旨である。しかし地方交付税の原資である国税（所得税、法人税、消費税、たばこ税、酒税）の減収を理由に、臨時財政対策債、財源対策債など地方債という借金を中心に補てん対策が行われていることが、地方財政の借金体質を深化させているのである。2012 年度でも臨時財政対策債 6 兆 1333 億円、財源対策債 8200 億円など地方債が重点に充当され、地方交付税は 6 兆 4 千億円に止まっている（図表 1「13.7 兆円の地方財源不足の補てん対策」を参照)。

過去 24 年間の地方財源不足額 220 兆円についても、臨時財政対策債 51.5 兆円、地方債（財源対策債）51.1 兆円、地方交付税特別会計借入金 52.2 兆円など借金で大半が補てんされているのである（図表 2「24 年間の地方財源不足 220 兆円の補てん対策」を参照)。

2.2012 年度地方財政計画の規模

地方財政計画（都道府県、市町村）の規模は、81 兆 8700 億円となり、前年度比▲ 6700 億円が削減された。

地方財政計画は、2001 年度をピークに、2008 年度、2011 年度を除いて、一貫して削減が続いている（図表 3「地財計画の推移」を参照)。これは後で見るように、人件費と投資的経費の削減が地方財政計画規模の削減となっているのである。GDP（国内総生産）は、リーマンショック以降 500 兆円を大きく下回り、未だに回復できていない。

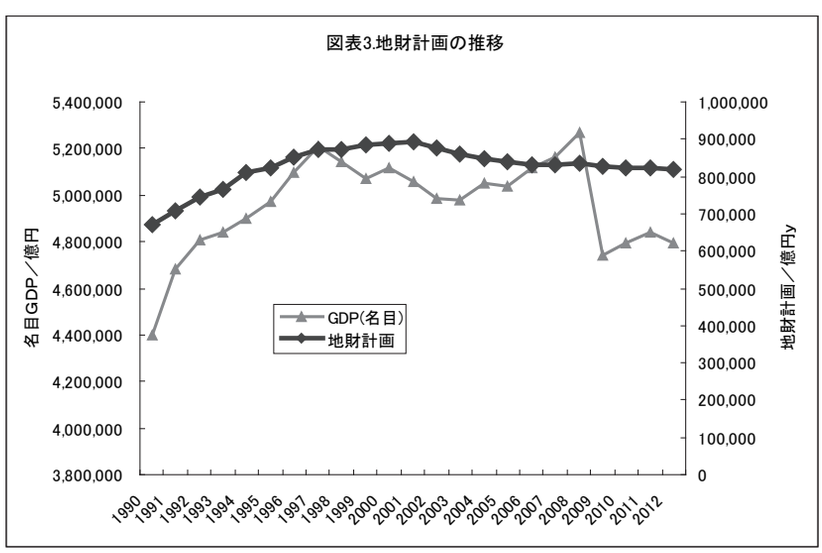

3. 地方財政計画の役割

地方財政計画は、歳出・歳入への必要額 81.9 兆円の計上を通じて、都道府県、市町村の「標

準的行政水準」を保障している。国民が日本全国のいかなる地域に居住しようが、例えば義務教育の 40 人学級制、生活保護費などの「標準的行政水準」は等しく保障されることになっている。また地方交付税の不交付団体など財政力豊かな地方自治体の行政水準については、地方財政計画の歳出に「水準超経費」6500 億円（地方財政計画の標準的行政水準を超える必要経費）が計上され、「標準的行政水準」を超える高い行政水準に必要な財源が確保されている。また歳入からは超過課税、法定外税、財政調整基金等は除外され、地方税も標準税率で計算される。歳出からは貸付金等は除外される。つまり地方財政計画は、各地方自治体が地方税の増税をしなくても「標準的行政水準」が維持できる仕組みになっている。従って増税する場合、あるいは一般家庭ゴミの有料化など新たな住民負担増を課す場合などは、それらの措置によって地方財政計画の保障する「標準的行政水準」以上の行政サービスを確実に提供するとの説明責任があり、住民の納得が必要である。さもないと地方税の 2 重取り、住民負担への二重の転嫁に過ぎなくなってしまう。

地方財政計画は、その歳出 81.9 兆円が先に確定し、その歳出の財源を保障する地方税 33.7 兆円等の財源が不足する場合は、地方交付税 17.5 兆円、臨時財政対策債 6.1 兆円、財源対策債 8200 億円など必要財源を確保した上で、最終的に歳入 81.9 兆円が確定することになっている。これは地方財政計画の歳出は、その 70％弱（決算ベース）が、国の法令等で直接的・間接的に義務づけられた経費、どうしても実施しなければならない経費で占められているため、国の責任で地方交付税等の増額を図り財源を保障することになっているのである。これが地方財政計画のマクロレベル（都道府県、市町村全体）の財源保障である。また地方財政計画の歳出を最終的に地方交付税で補てんし、その地方交付税 17.5 兆円を個別の地方自治体ごとに［基準財政収入額－基準財政需要額＝普通交付税］の配分基準に基づき算定することを通じて、地方自治体のミクロレベル（個別の都道府県、市町村）の財源保障を行っているのである（図表 6「2012 年度地方財政計画」を参照）。

4. 地財計画と決算の比較

地方財政計画が地方自治体（都道府県、市町村）の財政に及ぼす影響を見るため、地財計画と地方自治体（都道府県、市町村）が実際に支出した決算額を比較検討してみよう。

図表4. 歳出（決算と計画）の比較

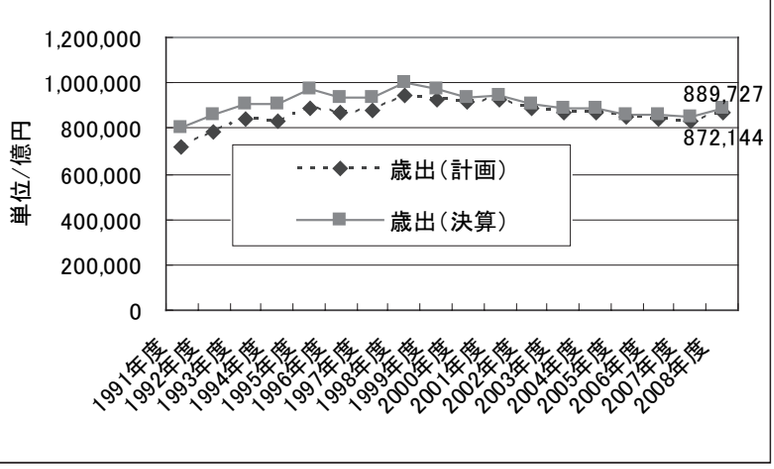

出所）「地方財政要覧」（総務省）より作成。注）数値は決算と計画の純計を行っているため、2 年遅れの決算よりさらに 1 年遅れとなっている。以下、同様。

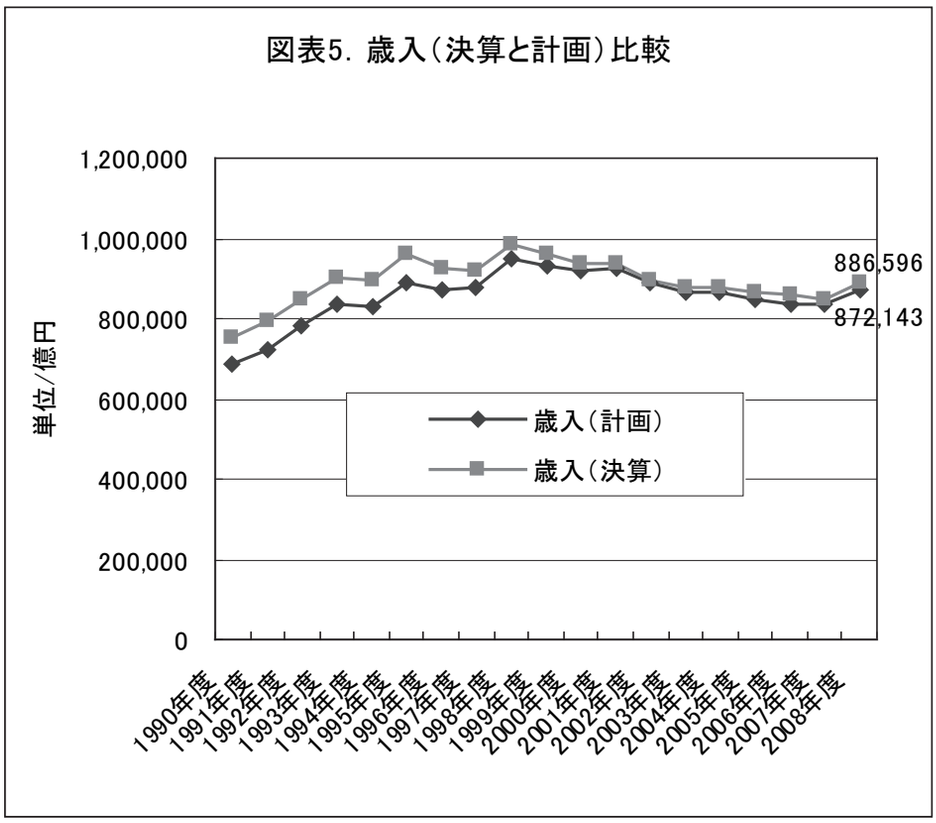

地方自治体の決算額が地方財政計画を上回るのは当然のことである。地財計画は「標準的行政水準」を保障するに過ぎず、地方自治体の実際の支出をすべて保障しているわけではないからである。

しかし 1990 年代は歳出で見ると決算が地方財政計画をかなり上回っていたが、徐々にその差は縮小しつつある。歳入を見てもほぼ同様な状況になっている。これは旧小泉構造改革の中で、財務省サイドが新自由主義的経済・財政学者なども含めて、決算と計画の乖離是正を強力に主張した結果、2000 年代以降、地方財政計画の縮小が行われ、その結果､地方自治体も必要以上の行革などを行い､決算額が縮小したためである（図表 4「歳出（決算と計画）の比較」、図表 5「歳入（決算と計画）の比較」を参照)。このまま推移すると決算額と計画額が一致し、さらには決算額が計画額を下回りかねない状況である。

5. 地財計画の主な歳出

地財計画の主な歳出を見ると､給与関係費は 2001 年度をピークに一貫して減額されている。投資的経費もピーク時の 30 兆円は、10 兆円程度の 3 分の 1 まで減額となった。これに反して一般行政経費は、10 兆円台から 30 兆円台に 3 倍に増えている。公債費（借金の償還）も 6 兆円台から 13 兆円台に 2 倍以上に増大している（図表 7「地財計画の主な歳出」を参照)。

民主党政権が「コンクリートから人へ」と投資先を根本から転換させたかのような議論もあるが、投資的経費は 2000 年台から急激に減額されており、一般行政経費も一貫して増大しており、今に始まったことではないのである。地財計画による誘導もあるが、後で見るようにむしろ地方自治体の方が歳出構造の転換を図ってきた結果であり、地財計画がそれを追認してきたといった方がよい。

1992 年のバブル経済崩壊後の国の景気対策を担い膨大な公共事業を実施してきた結果、公債費（借金の償還）が地方自治体の財政運営を締め上げ、歳出構造の転換を図らざるを得なく

なったといえよう。民主党政権が子ども手当、高校無償化などで一般行政経費を若干拡大させ、投資的経費をその分削減しただけであろう。

図表 6.2012 年度地方財政計画　（単位／億円）

歳入			歳出		
歳入項目	金額	前年度比	歳出項目	金額	前年度比
地方税	336,569	2,532	給与関係費	209,800	▲ 2894
道府県民税所得割	45,106	1,121	退職手当以外	188,200	▲ 2761
道府県法人事業税	24,527	1,171	退職手当	21,500	▲ 233
市町村民税所得割	67,661	1,638	一般行政経費	311,406	3,180
市町村民税法人税割	13,858	1,463	補助事業	158,820	1,339
地方譲与税	22,615	866	地方単独事業	138,095	▲ 506
地方特例交付金	1,275	▲ 2602	地域経済強化・雇用対策	15,000	0
地方交付税	174,545	811	投資的経費	108,984	▲ 4048
地方債	111,654	▲ 3118	補助・直轄事業	57,354	▲ 2120
臨時財政対策債	61,333	▲ 2602	地方単独事業	51,600	▲ 1958
国庫支出金	117,604	▲ 4141	公債費	130,800	▲ 1623
普通補助負担金	89,890	▲ 3309	公営企業繰出金	26,600	▲ 267
公共事業補助金	24,984	▲ 672	企業債償還普通会計負担	16,800	▲ 318
使用料・手数料	14,037	▲ 242	維持補修費	9,667	55
雑収入	40,444	▲ 417	水準超経費	6,500	▲ 700
歳入合計	818,700	▲ 6354	歳出合計	818,700	▲ 6354

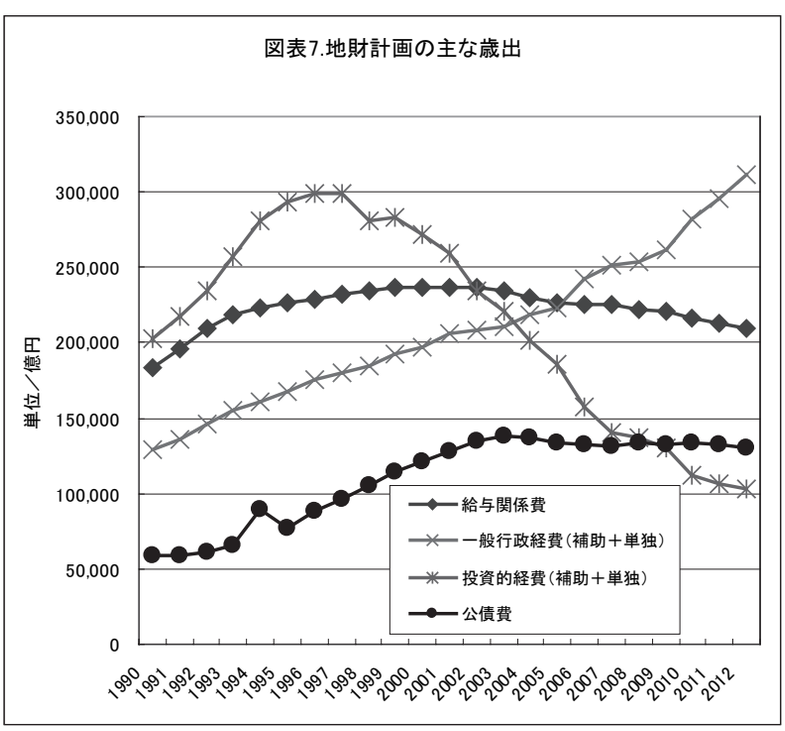

（1）給与関係費

給与関係費は 1998 年度の 26.8 兆円から 2012 年度の 24.1 兆円までで既に 2.7 兆円削減されている。給与関係費は、給与単価×地方公務員数で構成される。総務省は、①給与単価は前年の地方財政計画上の給与単価をベースに、各人事委員会勧告の増減幅の全国平均（職員数による加重平均）を乗じて、新しい給与単価を算出している、②給与関係費が減額となった原因は職員数の減少と各人事委員会勧告における給与単価の減額であるなどとしている。地財計画上の職員数は 2012 年度は 10908 人の削減となっている。

地方公務員数が、地財計画上では 1993 年度の 255 万 3000 人をピークに減少し続け、2010 年度には 237 万 7000 人となり 17 万 6000 人削減されている。一方地方自治体における地方公務員の実数は、1994 年の 285 万 4000 人から 2009 年には 246 万 9000 人となり、38 万 5000 人削減されている。地財計画で予定する以上の地方公務員の削減を地方自治体が自ら進めていることになる（図表 8「地方公務員数の『計画』と『実数』の比較」を参照）。

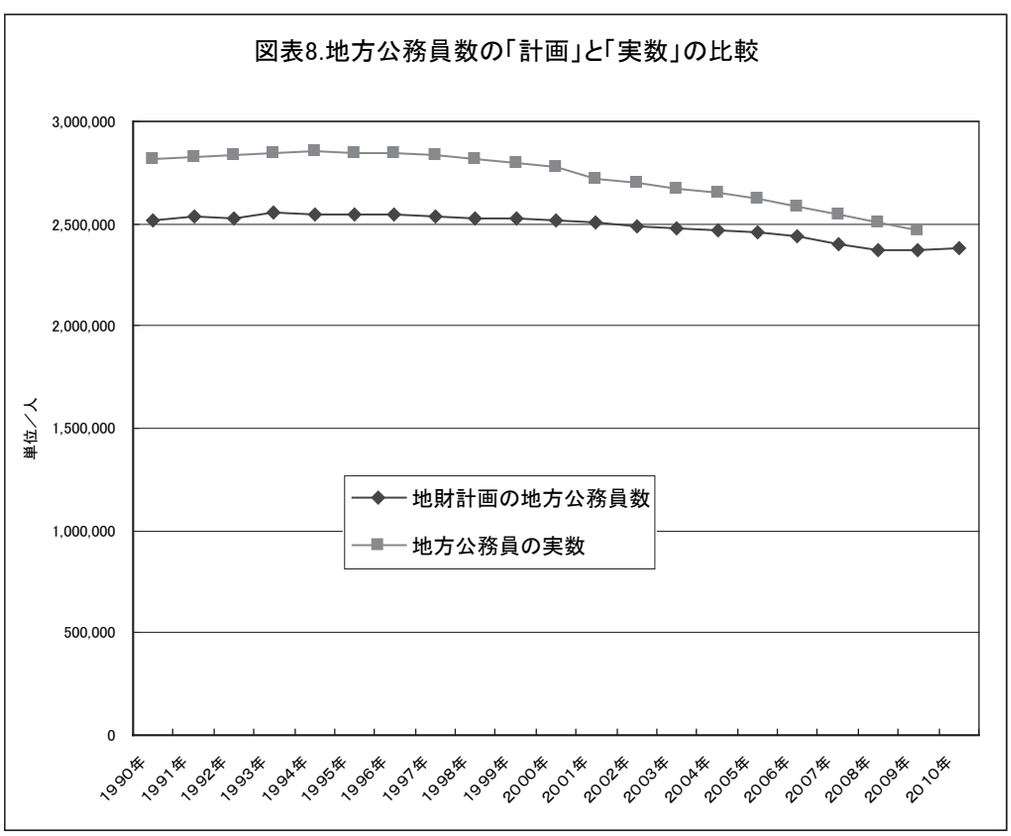

出所）「地方財政要覧」より作成。
注）数値は「地方公務員給与実態調査結果」によるため 2 年遅れとなる。

地方公務員数の「計画」（地財計画）による削減率と「実数」（地方自治体の実際の地方公務員の配置数）の削減率を比較してみると、1999 年度以降、「実数」の削減率が「計画」の削減率をはるかに上回っている（図表 9「地方公務員数の『計画』と『実数』の削減率比較」を参照）。これは 1998 年度以降の市町村合併、2001 年度以降の地方交付税の削減と臨時財政対策債の増発、2004 年度以降の「三位一体改革」による地方交付税の削減などに過剰反応し

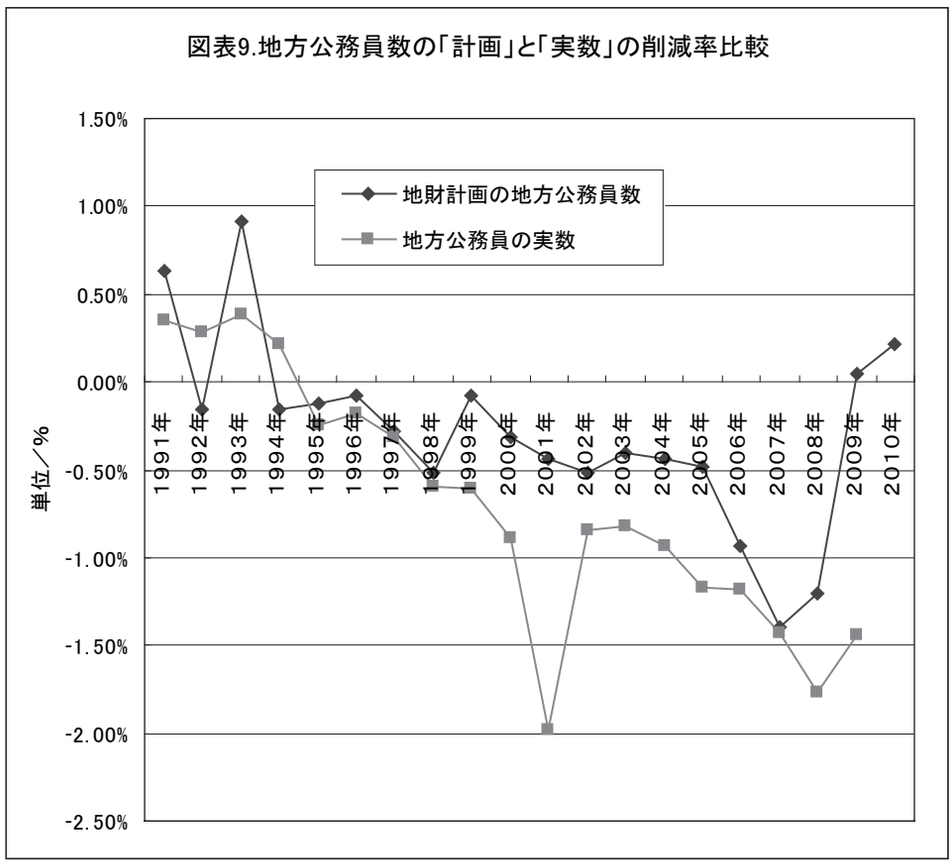

た地方自治体が、国が地財計画で予定する以上の定数削減つまり必要以上の定数削減・人件費削減を行ったためである。

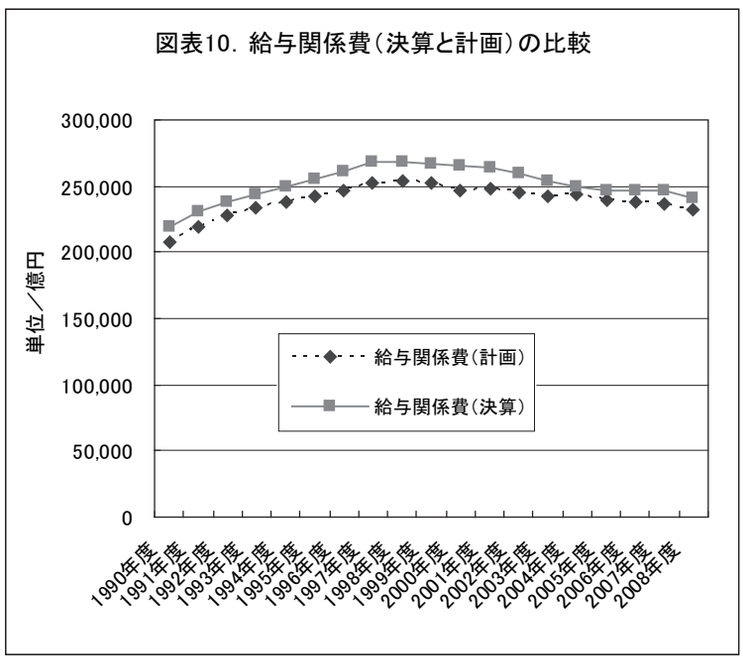

地財計画上の定数は、「標準的行政水準」を維持するための定数に過ぎず、地方自治体が実際に配置する定数以下になるのは当然である。しかしこのまま推移すると、「実数」が「計画」に一致し、さらには「計画」を下回りかねない状況にある。その結果、給与関係費は、「決算」

と「計画」が一致するか、「計画」を下回ることにもなりかねない（図表 10「給与関係費（決算と計画）の比較」を参照）。

これは、いずれ「地方公務員給与実態調査結果」（総務省）に反映され、「標準的行政水準」の維持に必要な定数は、さらに低水準にした上で、「計画」に計上されることにもなる。その結果、歳出の給与関係費が減少し、その歳出を保障する地方交付税等も減少することにもなりかねない。

（2）一般行政経費

一般行政経費は、1990 年度の 12.9 兆円から 2012 年度の 31.1 兆円となり、2 倍以上に増大しており、社会保障関係費の自然増も含めて、今後とも増大傾向をたどることになろう。

一般行政経費は、「決算」が「計画」を一貫して上回っており、地方自治体の一般行政経費重視の歳出構造の転換がずっと以前から行われ、「計画」がそれを追認し、増大させていることが分かる（図表 11「一般行政経費（決算と計画）の比較」を参照）。

民主党の「コンクリートから人へ」の投資の転換は、従来の地方自治体の政策転換の延長上で、ちょっとそれを加速させたに過ぎず、大騒ぎすることではない。まして地方自治体がそれを批判することは見当違い・筋違いであろう。

①補助事業費

・生活保護費、義務教育費など国庫負担金のある事業費、その他の国の各省の国庫補助金のある事業費が計上される。その際は、国の国庫負担金、国庫補助金と合わせて地方負担分が補助事業費全体として計上される。

図表11. 一般行政経費（決算と計画）の比較

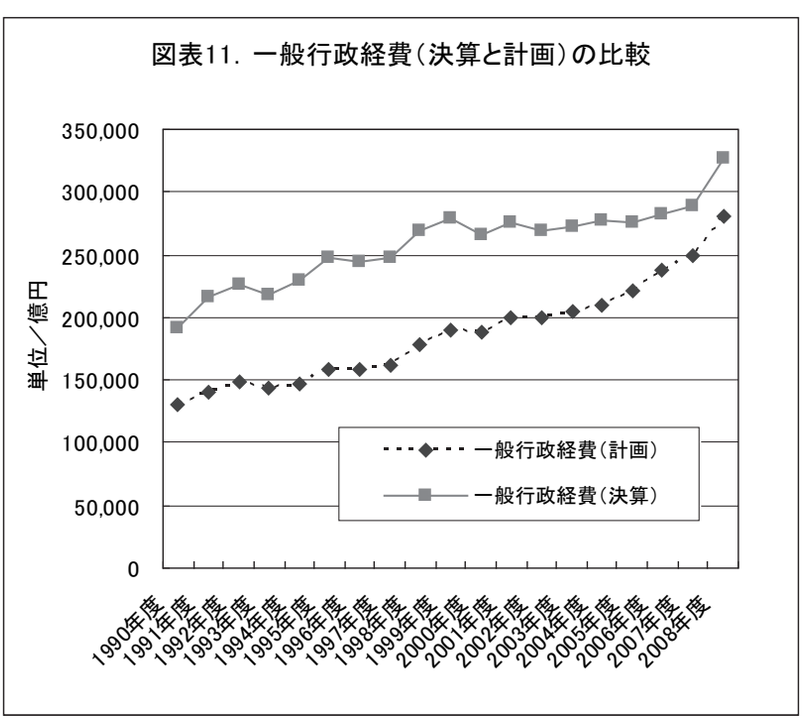

例えば生活保護費は国が４分の３負担(2．８兆円)、都道府県と市町村が４分の1(０．９兆円)負担しているが、地財計画には、国負担分、地方負担分の全額3.8兆円が計上される。義務教育費も国の３分の１負担分１．６兆円と都道府県の３分の２負担分４．９兆円が合わせて６．５兆円が計上される。

・「子どものための手当」についても、見直しの結果、国の３分の２負担分１．５兆円、地方の３分の１負担分０．６兆円が合わせて２．１兆円が計上される。

なお子どものための手当は、3歳未満月額15000円、3歳以上小学校修了まで月額10000円（第1子・第2子)、第3子以降月額15000円、中学生月額10000円に改訂された。さらに所得制限960万円（夫婦、子ども2人を基準）以上の者については、年少扶養控除の廃止等に伴う減収に対応するため月額5000円を支給することになった。システム変更費は国が全額負担､公務員分は全額所属庁が負担することになった。事業主負担分は従来どおりであるが、負担額は増えることになろう。

②地方単独事業費

・地方単独事業費は、国の補助金がない事業費が計上される。しかし地方単独事業費でも国の法令等により事務事業の実施が義務づけられているものが半分以上を占め、その他、ほとんどの地方自治体で実施せざるを得ない事務事業もこれに次いでいる。特定の地方自治体しか実施していない特殊な事業もあるがわずかである。地方単独事業費は、その事業の普遍性・重要性などに応じて、地財計画には必要額の100％程度から50％程度まで算入割合を異にしつつ計上される。

・地方単独事業費は、13.8兆円となり、前年度比▲501億円となった。

・「地域経済基盤強化・雇用等対策費」1.5兆円が新設された。これは前年度の「地域再生費」3000億円、「地域活性化・雇用等対策費」1.2兆円を合算したものである。しかし地方圏の地方自治体では、投資的経費が激減し、地域経済が冷え込んでいる中で、これまでの「地域再生費」、「地域活性化・雇用等対策費」は、多方面にわたって有効活用されている実態にあり、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」も同様な効果が期待できよう。

(3) 投資的経費

投資的経費についても、国の国庫負担金がある負担金事業費と国庫補助金がある補助事業費と、補助金等がつかない地方単独事業費がある。これらの投資的経費の補助事業費等については、国負担分と地方負担分が合わせて地財計画に計上される。また国の事業としての直轄事業もあるが、これは地方にも受益があるとして、道路法など個別の法律で地方負担が義務づけられている。国の直轄事業費については、地方負担分だけが地財計画に計上される。また地方が全部を負担する地方単独事業費についても、その普遍性・重要性に応じて必要額が地財計画に計上されている。

補助事業費は、「決算」が「計画」とほぼ同様な水準で行われているが、最近少し「決算」が「計画」を下回っている。過去の公共事業のやり過ぎで公債費が累積したため、補助金がつく補助事業費でも「計画」どおり申請しない地方自治体が多くあることを示している。一方地方単独事業費は、バブル崩壊後の景気対策で、「地域総合整備事業債事業」（地方債の元利償還金が 75％以上地方交付税の基準財政需要額に算入されるもの）を大盤振る舞いした結果、増大し続け、「決算」が「計画」を大幅に上回ってきたが、2007 年度以降、「計画」に近接するほど減額されてきている。

図表12. 国庫補助事業費（決算と計画）の比較

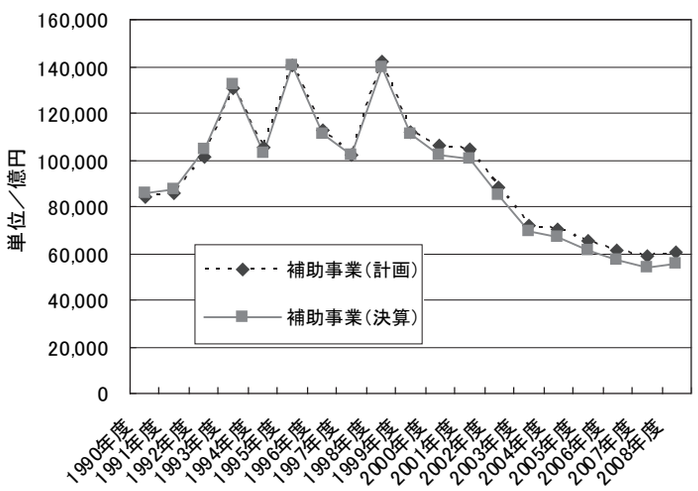

図表13. 地方単独事業費（決算と計画）の比較

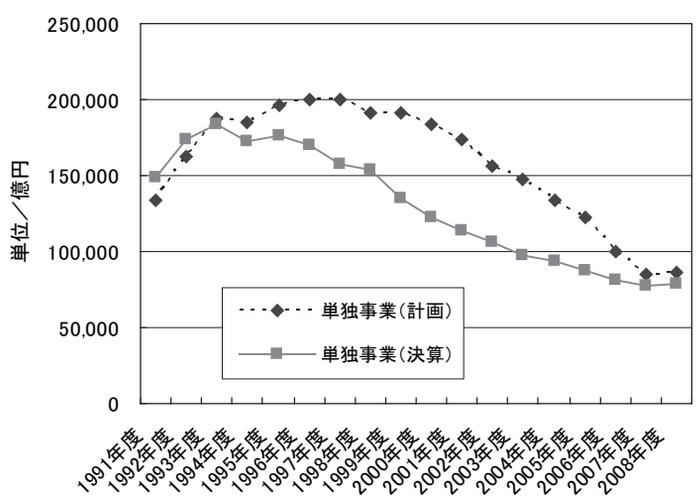

「計画」の削減もあるが、「決算」も公債費の累増に耐えかねて削減しているといえよう（図表 12「国庫補助事業費（決算と計画）の比較」、図表 13「地方単独事業費（決算と計画）の比較」を参照）。

①直轄事業費

直轄事業負担金は、5900 億円で、前年度比▲ 539 億円となった。

②補助事業費

公共事業の補助事業費は、5 兆 1500 億円で前年度比▲ 4139 億円となった。

③地方単独事業費

地方単独事業費は、5 兆 1600 億円となり、前年度比▲ 1958 億円となった。

（4）維持補修費

維持補修費は 9667 億円で前年度比 55 億円増となった。

（5）公営企業繰出金

公営企業に対する普通会計からの繰出金は、2 兆 6600 億円で、前年度比▲ 267 億円となった。そのうち企業債償還に係る普通会計負担分は、1 兆 6800 億円で、前年度比 318 億円となった。国の繰出基準は、毎年度変更されるが、病院などに対する繰出が、繰出基準どおり、きちんと行われているかどうかの点検が必要である。

地方では下水道会計に企業債の残高が大量に累積し、普通会計の財政を圧迫しているところが多い。膨大な費用がかかる都市下水道整備方式一辺倒を改め、合併浄化槽、集落排水事業などと組み合わせるなどの方式にしていかないと、将来、下水道の企業債の膨大な借金を償還できなくなる可能性もある。

（6）公債費

公債費（借金の償還）は、13 兆 800 億円で、前年度比▲ 1623 億円となった。しかし地方債残高は、地方全体で 200 兆円あり、国とともに地方も容易ならざる借金状況にある。そのうち交付税特別会計が、民間金融機関等から借り入れし、過去に地方交付税に加算して地方に配分した交付税特別会計の借金が 30 兆円以上あり、今年度だけでも、利子分 2428 億円、元金分 1000 億円を地方交付税から償還し、今後とも長期にわたって地方交付税から償還していくことになっている。

地方では、公的資金からの借金について、5％以上の高利分については、補償金なしで繰り上げ償還（但し行革実施が前提）ができることになっていたが、これを活用して 5％以上の高利の地方債はすべて償還し切ったところもある。実質公債費比率が 18％以上になると地方債が許可制になり、さらに 25％以上になると財政健全化団体に転落することになり、地方は公債費の管理・償還に懸命になっている実情にある。

（7）水準超経費

水準超経費は、6500 億円で、前年度比▲ 700 億円となった。東京都など財政力豊かな地方

交付税の不交付団体の行政水準は、地方財政計画が保障する「標準的行政水準」を上回っており、その分の財源を地方財政計画で担保するために、「水準超経費」を計上している。この水準超経費が前年度比で▲ 700 億円と減額されているため、不交付団体は前年度より厳しくなろう。

6. 地財計画の主な歳入

（1）地方税

地方税は 33 兆 6569 億円で、前年度比 2532 億円の増収となった。都道府では、県民税所得割 1121 億円、事業税 1171 億円がそれぞれ増収となった。市町村では、市町村民税所得割が 1638 億円、法人税割が 1463 億円それぞれ増収となった（図表 14「地財計画の主な歳入」を参照）。

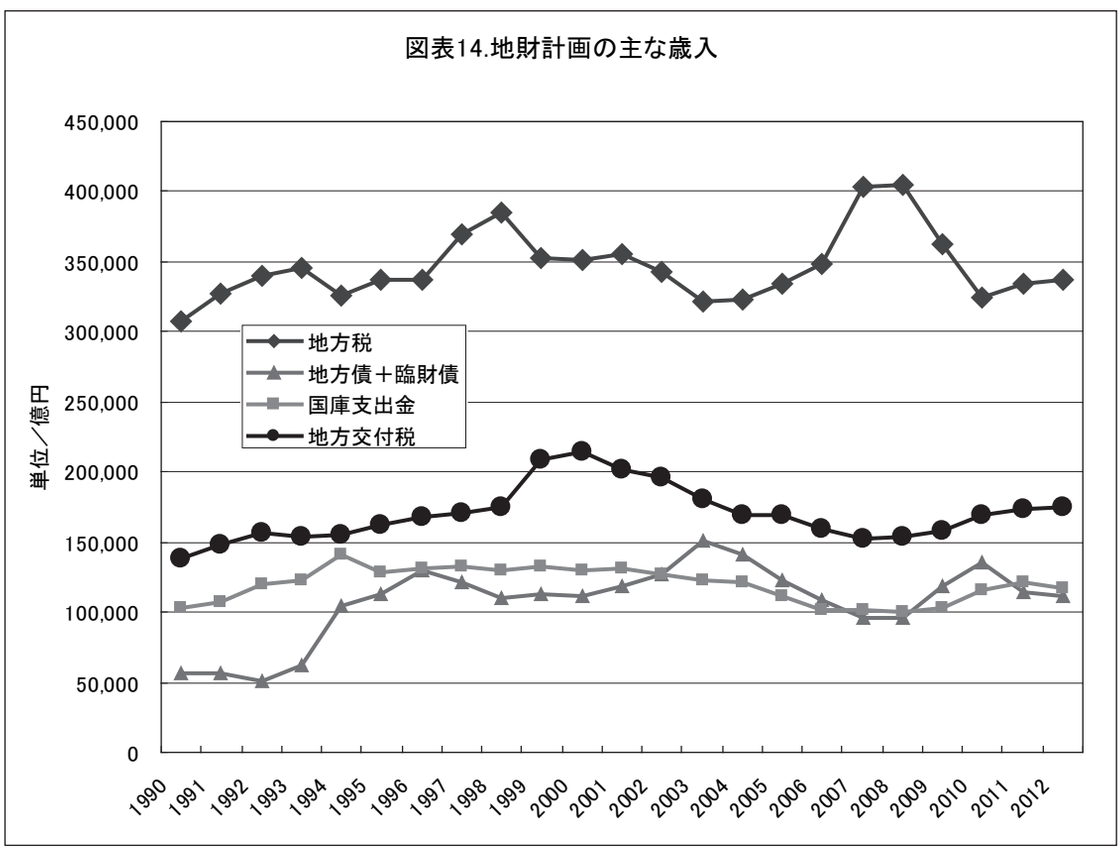

（2）国庫支出金

国庫支出金は、社会保障関係費の増加、子どものための手当減額、公共事業関係費の減額などにより 11 兆 7610 億円で、前年度比▲ 4139 億円となった。

国庫補助金の一括交付金化については、前年度の都道府県中心の 5120 億円は、2012 年度には都道府県、政令指定都市を中心に 8329 億円に拡大した。また沖縄振興一括交付金 1575 億円が新設された。既存分は 4523 億円で都道府県分の拡大化 992 億円、政令指定都市分の新設分が 1239 億円となっている。しかし一括交付金化に伴い「効率化」も実施され、補助金総額の削減が行われているのは問題である。また民主党は当初のマニフェストどおり、社会保

障と義務教育関係の補助金は一括交付金化の対象から除外すべきであろう。

また補助金の一括交付金化ばかりに関心が集中しがちであるが、これら補助金の地方負担分が従来どおり地方財政計画、地方交付税の基準財政需要額に算入され財源保障が行われているかどうかが重要な問題である。

(3) 地方交付税

地方交付税は 17 兆 4545 億円で、前年度比 811 億円の増加となった。

その内容は、①法定 5 税分 11 兆 517 億円に、②前年度からの繰越分（第 2 次補正分 1000 億円、第 4 次補正分 3608 億円)、③金融公庫変動準備金活用 3500 億円、④一般会計からの財源不足の補てん 1 兆 4952 億円、⑤臨時財政対策特例加算 3 兆 8361 億円、⑥財源不足の別枠加算 1 兆 500 億円などが加算され、そこから⑦国税決算の精算分▲ 4464 億円、⑧交付税特別会計借入金利子支払▲ 2428 億円、交付税特別会計借入金元金支払▲ 1000 億円が差し引かれたものである。

臨時財政対策債は地方交付税の代替的財源であり、地方交付税＋臨時財政対策債は、過去の最高水準の域にあり、安定的財政運営は保障されているといってよいだろう（図表 15「地方交付税＋臨時財政対策債」を参照)。

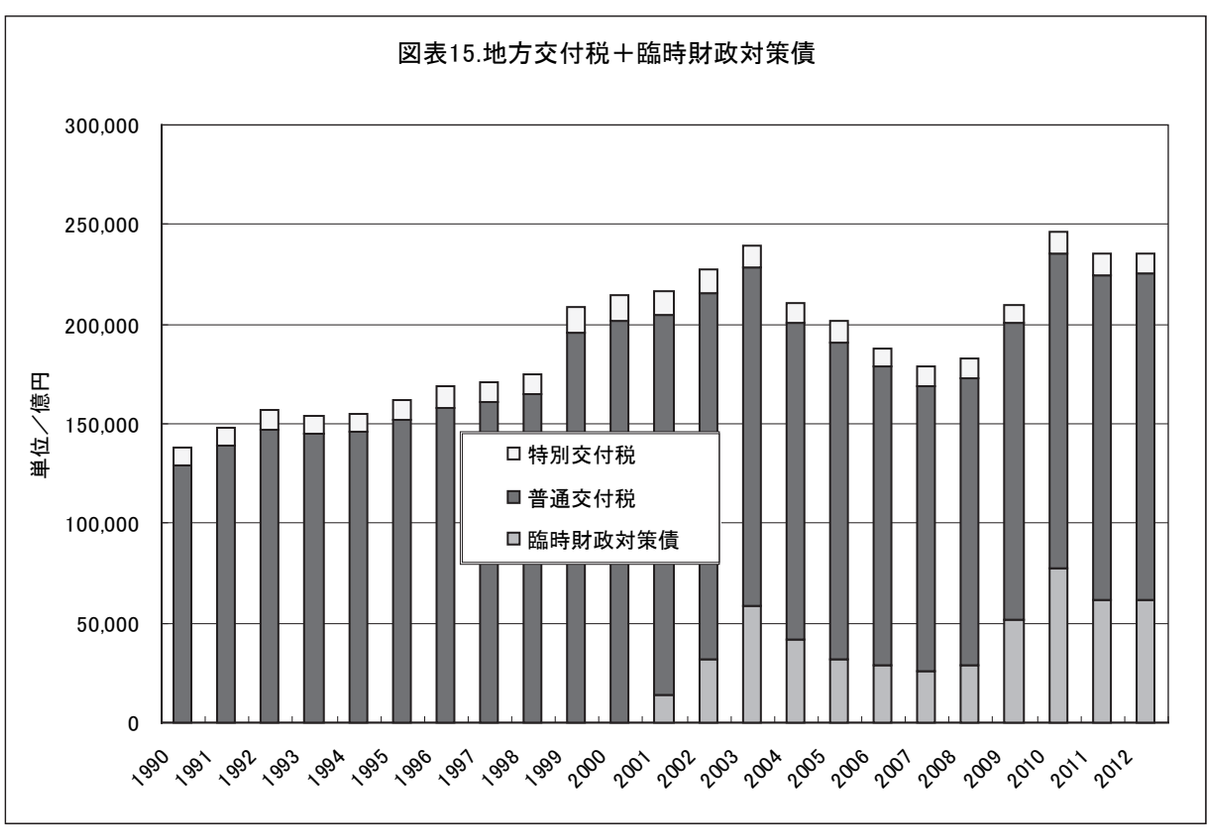

しかし不交付団体は、2011 年度から 3 年間かけて臨時財政対策債の発行が認められなくなるため、その分の財源確保に支障を来し、その分、行政水準を引き下げるか、行革断行等を強いられることになろう。

なお基準財政収入額は都道府県では所得割、法人税割、法人事業税が増加、市町村では所得割、法人税割の増加と固定資産税の減収が見込まれている。

基準財政需要額は、都道府県では個別算定経費 0.5％増、包括算定経費 1.0％減、市町村では個別算定経費 0.0％増、包括算定経費 2.0％減などと見込まれている。

特別交付税は 2014 年度から 5％、2015 年度から 4％に引き下げ、その分は普通交付税に移行させることになっている。

（4）地方譲与税

地方譲与税は 2 兆 2615 億円で、前年度比 866 億円の増収となった。とくに自動車重量税の見直しに伴い自動車重量譲与税が減収となっている。

（5）地方特例交付金

地方特例交付金は 1275 億円で、前年度比▲ 2602 億円の減収となった。これは子ども手当の減額に伴うものである。

（6）地方債

地方債は 11 兆 1654 億円で、前年度比▲ 3118 億円減額となった。そのうち臨時財政対策債は 6 兆 1333 億円で、前年度比▲ 260 億円の減額となった。

地方債のうち臨時財政対策債（赤字地方債）が半分以上を占めるようになり、建設地方債中心の地方自治体の地方債政策は根本から転換しつつあり、このままでは建設地方債で公共施設等を整備しその負担を後世代にも担ってもらうという地方債の「世代間の負担の公平性」の論理も破綻してしまうことになろう。

地方債は、バブル崩壊後の国の景気対策で、公共事業を膨大に拡大実施した結果、その財源としての地方債発行も大増発が行われ、地方債残高も累積し、これに交付税特別会計の借金、公営企業債残高などを加えると地方の借入金残高はついに 200 兆円 4900 億円（前年度比＋1000 億円）に達した（図表 16「地方債、臨時財政対策債と借入金残高」を参照）。

また新たな分権一括法で、2012 年度から実質公債費比率 14％未満、2013 年度から実質公債費比率 16％未満の地方自治体を対象に民間資金で地方債を発行する場合は、事前協議制から事前報告制になった。

しかし地方自治体は、臨時財政対策債についても発行可能額以下に抑制するところも出できている。一方、昨年度から 3 年間かけて不交付団体は臨時財政対策債の発行が認められなくなっており、行革等による財源確保に躍起になっているところもある。

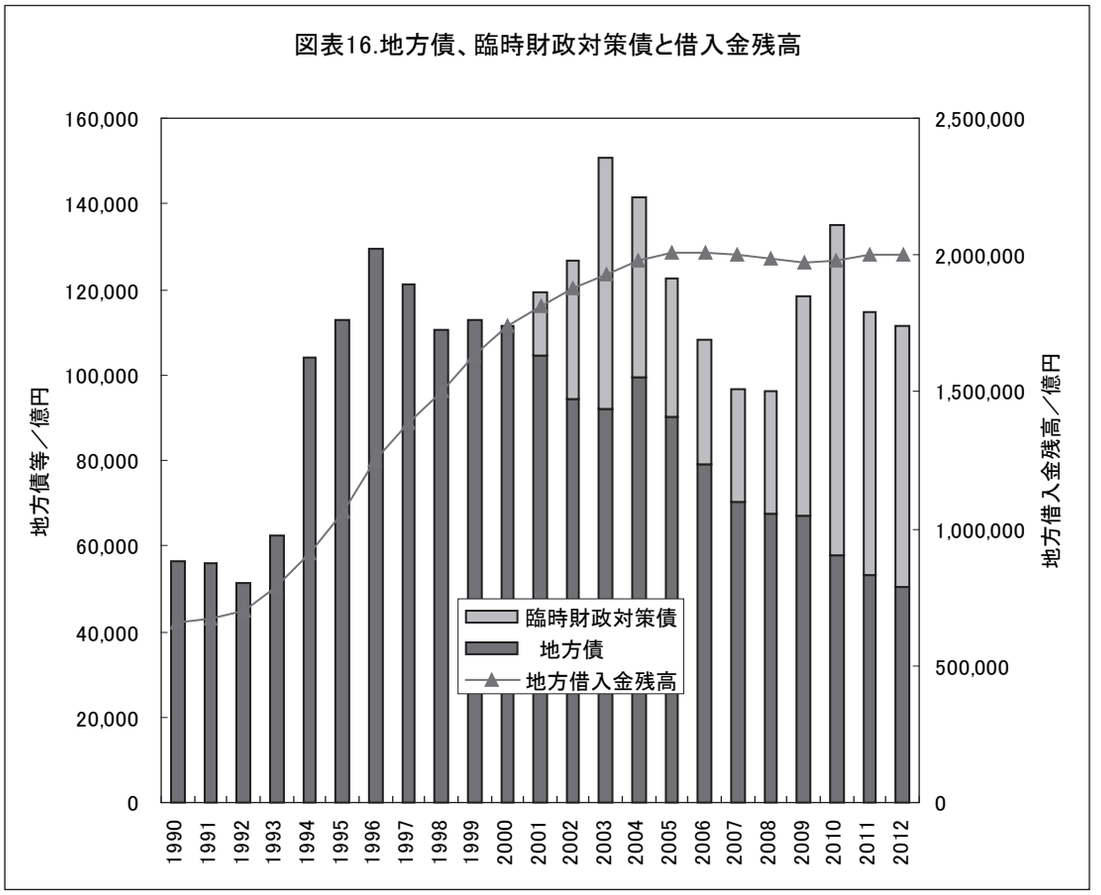

（7）使用料・手数料

使用料・手数料は、東日本大震災の減免額などもあり 1 兆 4037 億円で、前年度比▲ 242 億円となった。

（8）一般財源の確保状況

地方税（水準超経費分を除く）、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金など一般財源は 58 兆 9741 億円で、前年度比 1951 億円増となった。

一般財源が十分確保されたことになったため、大半の地方自治体の財政運営は、無謀な投資事業などをやらない限り、人件費なども地財計画が予定する以上に削減する必要もなく、普通にやっている限りは、特段の問題点はないということになろう（図表 17「一般財源確保状況」を参照）。

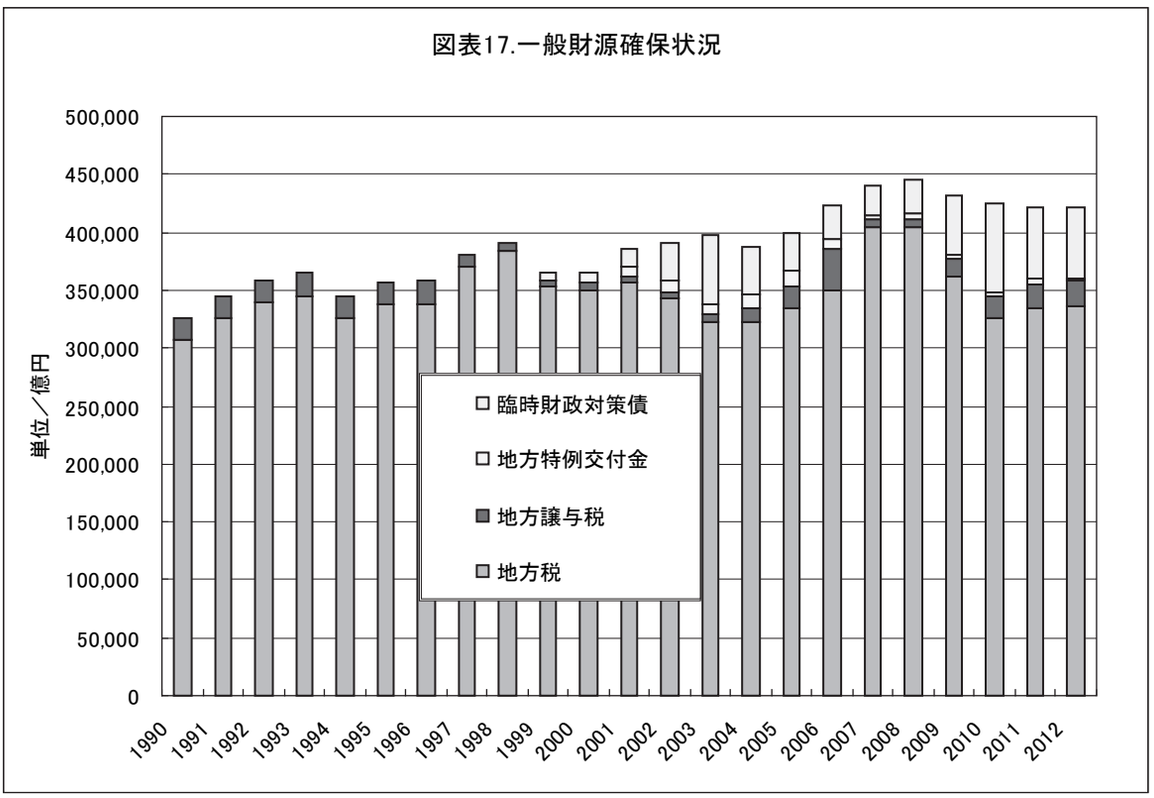

7. 社会保障と税の一体改革

政府・与党は「社会保障と税の一体改革素案」をとりまとめ、地方税財政については、次のとおり、書き込まれた（2012 年 1 月 6 日）。消費税率の引き上げの際は、引き上げ分の国と地方での配分が最大の課題であった。とくに地方の地方単独事業費としての社会保障費をどう評価し、どれだけ財源保障するかが問題となった。「国と地方の協議の場」で繰り返し議論が行われた結果、次のとおりとなった。

今後、政府は、与野党協議などを踏まえ法案化する予定となっているが、衆議院の解散総選挙がらみで、法案成立などの先行きは極めて不透明である。

（1）消費税率の引き上げ

消費税率（国・地方）は、2014 年 4 月から 8％へ、2015 年 10 月から 10％へ段階的に引き上げる。この結果、地方消費税率も段階的に引き上げられることになった。

（2）消費税収の配分

①引き上げ分の消費税収

引き上げ分の消費税収（国・地方）については、「国と地方の協議の場」における「地方単独事業の総合的な整理」を踏まえた社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を

行う。地方分は、消費税率換算で 2014 年 4 月から 0.92%、2015 年 10 月から 1.54%とする。このため、現行税率 1%を 2014 年 4 月から 1.7%、2015 年 10 月から 2.2%に引き上げる。

「地方単独事業の総合的な整理」では、社会保障給付費の地方負担分 7.7 兆円、地方単独事業費のうち給付分（年金・医療・介護・子ども、子育て）などの整理が行われ、これを基準に地方消費税の地方配分が決定された。地方 6 団体は、当初、地方消費税の 2%配分を主張していたが、国と地方の協議の結果、消費税率引き上げ分の 1.54%で決着した。

②消費税の地方交付税率

地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方自治体における必要な社会保障財源確保の観点から、併せて消費税の地方交付税法定率分の充実を図る。このため消費税に係る現行地方交付税率 29.5%（消費税率換算 1.18%）を 2014 年から 22.3%（同 1.40%）、2015 年から 20.8%（同 1.47%）、2016 年から 19.5%（同 1.52%）とする。

地方交付税率は下がっているが、消費税自体が引き上げられているため、地方交付税額は増えることになる。

③消費税の使途

消費税収（現行の地方消費税を除く地方分）については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その使途を明確化すること（消費税収の社会保障財源化）。

地方消費税の引き上げ分は、できる限りこれから増大する社会保障費の財源として充当されていくことになろう。

④都道府県、市町村の配分

引き上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の 1 対 1 を基本とし、また引き上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討する。

地方消費税は、小売年間販売額、消費に関連する指標などを基準に各都道府県に配分されている。また都道府県に配分された税収の 2 分の 1 は、それぞれの都道府県内の市町村に人口と従業員数を基準に配分されている。この市町村分を社会保障財源化に適した新たな配分基準を検討するとしているが、市町村の社会保障費の実態が反映されるような適正な基準設定が求められる。

8.2012 年度の中央・地方の東日本大震災対策の歳入・歳出予算

（1）2011 年度東日本大震災補正予算

東日本大震災対策については、2011 年度に第 1 次補正予算（4 兆 153 億円）、第 2 次補正予算（1 兆 9988 億円）、第 3 次補正予算（12 兆 1025 億円）、第 4 次補正予算案（2 兆 5345

億円）など合計 20 兆 6511 億円を計上し、復旧・復興を進めてきた。ただしこれらの補正予算は必ずしも大震災対策のみに限定されているわけではなく、年金の国庫負担分、B 型肝炎対策、円高対策、TPP 対策なども含まれている。

（2）東日本大震災の復興増税

政府が決定した 2011 年度の第 3 次補正の復興債 11 兆 5500 億円の財源を確保するための臨時増税案は次のとおりとなった。2012 年度以降の東日本大震災対策の予算も、復興増税で決まった財源を中心に編成されていくことになろう。

①主要な歳入は、復興増税の規模は 11.2 兆円だが、将来的に税外収入を政府案の 5 兆円から 7 兆円に増額し、増税規模を 9.2 兆円へ減らすことを目指すとした。復興増税は所得税、個人住民税均等割、法人税などを対象となった。

②税外収入は、増税期間となる今後 10 年のうちに、日本たばこ産業（JT）株の全株売却などで捻出するとした。ただ、JT 全株売却には JT 法の改正が必要で、葉タバコ農家の反発もあり実現は困難とされていた。しかし 11 月 15 日、民主、自民、公明 3 党は、国が保有する JT 株の全株売却に関して「葉タバコ農家、小売店への影響などを十分見極める」ことで合意している。

⑤所得税の増税は、2013 年 1 月から 10 年間を基本に、4％上乗せして課税し、6.2 兆円の増税の予定であったが、結局、与野党協議で、たばこ税の増税がなくなったため、増税期間は 2013 念から 25 年間となり、その分、増税は 2.1％の上乗せとなった。

⑥個人住民税均等割（現行一律年 4000 円）は、景気への影響に配慮し、増税開始時期を 1 年先送りし、2013 年 6 月から 5 年間とし、年 500 円上乗せし、0.4 兆円の増税の予定であった。これもたばこ税の増税がなくなったため、個人住民税均等割の増税期間は 2014 年から 10 年間とし、上乗せは年 1 千円となった。

⑦法人税は 2011 年度税制改正法案の法人実効税率引き下げ（実効税率 5％減税）と 2.5％の臨時増税をセットで 2012 年 4 月から 3 年間凍結する。

（3）2012 年度東日本大震災復興特別会計予算

2012 年度以降の東日本大震災対策については、国の予算では一般会計とは別に特別会計で予算計上することになった（図表 18「2012 年度東日本大震災復興予算」を参照）。

①災害救助関係は、民間住宅を活用した仮設住宅の提供 494 億円、大学等の授業料の減免、奨学金 113 億円などである。

②災害廃棄物処理事業費は災害廃棄物処理事業 3442 億円である。

③公共事業の追加は、公共土木施設等の災害復旧 1899 億円、三陸沿岸道路整備等 1215 億円、学校施設等の復旧 213 億円、水道施設の災害復旧 200 億円、水産基盤整備事業 178 億円、農業農村整備事業 99 億円などである。

図表 18.2012 年度東日本大震災復興予算

歳　　入	金額（億円）	歳　　出	金額（億円）
復興特別税	5,305	東日本大震災復興経費	32,500
・復興特別法人税	4,810	・復旧・復興事業	22,497
・復興特別所得税	495	・除洗等事業	4,513
一般会計からの繰入	5,507	・交付税特会繰入	5,490
・子ども手当見直し	4,272	（震災復興特別交付税財源）	
・高速無料化見直し	1,200	（交付税特会出口ベース交付税）	（6,855）
・エネルギー特会株売却	20	・国債整理基金特会への繰入	
・公務員宿舎売却	15	東日本大震災復興予備費	4,000
税外収入	118		
・公共事業費負担金等			
復興債	26,823		
合　　計	37,754	合　　計	37,754

④災害関連融資関係費は、中小企業等金融関係費 1042 億円、農林水産業金融関係費 168 億円などである。

⑤そのほか、東日本大震災復興交付金は 2868 億円、地方交付税交付金（震災復興特別交付税）490 億円などである。

⑥原子力災害関係費は、除洗・汚染廃棄物処理等 4513 億円、福島避難解除区域生活環境整備事業 42 億円、などである。

⑦全国防災対策費は、学校施設の耐震化・防災機能の強化 1209 億円、道路の防災・減災対策 351 億円、河川の津波対策等 263 億円、社会資本整備総合交付金 462 億円、災害対応型拠点石油基地等整備事業 145 億円などである。

⑧その他、災害復興住宅融資等 539 億円、大学等を活用した地域再生 515 億円、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 500 億円、国内立地補助事業 280 億円、雇用対策 (求職支援制度等）107 億円、漁業・養殖業復興支援事業 106 億円などである。

（4）2012 年度東日本大震災復興地財計画

これを受けて、地方財政計画でも通常の地財計画は「通常収支分」とし、東日本大震災対策については、①被災自治体中心の「東日本大震災復旧・復興事業」、②被災自治体以外の「緊急防災・減災事業」との二つに分けて、別個に歳入・歳出を計上した（図表 19「2012 年度東日本大震災復興地財計画」を参照）。

これは東日本大震災対策については、既に 2011 年度の第 3 次補正予算と関連して、復興財源確保のための特別の増税（所得税、法人税、住民税均等割）が行われており、その際、復興対策については特別会計で歳入・歳出を管理することが確認されていることからの当然の結果である。実際的にも通常の地財計画の収支と区別したため、復旧・復興予算、防災・減災予

算の実態が理解しやすくなっており評価してよい。

今後、2013 年度以降、所得税（2013 年度から 25 年間）、法人税（2012 年度から 3 年間）、住民税均等割（2013 年度から 10 年間）などの復興増税による財源確保に応じて、さらに引き続き東日本大震災対策、防災・減災対策の予算編成が行われることになる。

図表 19.2012 年度東日本大震災復興地財計画

①東日本大震災復旧・復興事業

歳　入　項　目	金額（億円）	歳　出　項　目	金額（億円）
震災復興特別交付税	6,855	直轄・補助事業費	14,300
国庫支出金	10,772	・東日本大震災復興交付金分	3,600
・東日本大震災復興交付金	2,842	地方税等の減収分見合い歳出	1,271
地方債	127	地方単独事業費	2,200
合　　計	17,800	合　　計	17,800

②緊急防災・減災事業

歳　入　項　目	金額（億円）	歳　出　項　目	金額（億円）
一般財源充当分	96	全国防災対策に係る直轄・補助事業費	4,900
国庫支出金	2,059		
地方債	4,173	地方単独事業費	1,400
合　　計	6,300	合　　計	6,300

(5) 東日本大震災の復旧状況（復興対策本部）

①がれき処理の状況

岩手、宮城、福島 3 県の沿岸市町村のがれき推計量は 2249 万 1 千トンであるが、仮置場への搬入状況は 1560 万 4 千トンで、搬入済量の割合は、まだ 69％であり、福島 55％、宮城 67％、岩手 85％となっている（環境省、2012.1.17）。

②避難者の状況

避難者数 33 万 4786 人であり、うち未だ避難所にいる者の数 678 人である（2011.12.15）。

仮設住宅等の状況は次のとおりである（2011.12.26）。

	入居戸数	提供可能戸数
公営住宅	17792 戸	62529 戸
民間住宅	65692 戸	
仮設住宅	47803 戸	52182 戸

③被災者生活再建支援金の支給実績

申請件数は、21 万 690 件 で、うち支給件数は 20 万 9209 件である。支給額は、1902 億 44 百万円となっている（2012.1.10)。

④主要インフ ラの復旧状況

主なインフラの復旧状況は、次のとおり、河川、港湾関係が遅れている (2011.12.16)。

電気	96%	直轄国道	99%
都市ガス	86%	在来幹線	96%
LP ガス	95%	港湾	72%
水道	98%	高速道路	100%
ＧＡＳスタンド	85%	新幹線	100%
銀行	85%	空港	100%
郵便局	89%	河川堤防	82%
郵便配達	80%	海岸堤防	100%
通信 NTT	99%		
通信携帯電話	98%		

⑤主な産業の復旧状況は、次のとおりであり、まだ完全復旧には程遠い。

農業経営体	26%
農地	24%
漁港	66%
水揚げ	57%

⑥復興計画の策定状況

復興計画は、全体 43 市町村のうち 41 町村が、年度内に復興計画の策定を予定している。

被災者個々人の生活再建、雇用確保、住宅の全壊 12.9 万戸、半壊 24.3 万戸の再建、仮設住宅後の復興住宅確保、放射能の除洗、被曝の損害賠償、県外への人口流出への歯止め対策、集団移転対策など未着手・未解決の課題は山積しており、政府の復興方針にあるとおり、今後 10 年間の大震災対策の継続・発展が不可欠であろう。

【参考】　東日本大震災 2011 年度補正予算

(1) 第 1 次補正予算

東日本大震災からの早期復旧に向けて、年度内に必要と見込まれる経費を計上している。財源については、国債市場の信任確保の観点から追加国債を発行せず、歳出の見直しで等で確保したとしている。

歳　　出	(億円)	歳　　入	(億円)
1. 東日本大震災関係	40,153	税外収入	3,051
(1) 災害救助関係費	4,829	高速道路保有債務返済機構納付金	2,500
災害救助費	3,626		
災害援護貸付金	350	公共事業費負担金収入	551
生活福祉資金貸付事業費	257		
災害弔慰金等	485	公債金	―
被災者緊急支援経費	112		
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,519		
(3) 災害対応公共事業関係費	12,019		
災害復旧等事業費	10,438		
一般公共事業関係費	1,581		
(4) 施設費災害復旧費等	4,160		
(5) 災害関連融資関係経費	6,407		
(6) 地方交付税交付金	1,200		
(7) その他東日本大震災関係経費	8,018		
2. 既定経費の減額	▲ 37102		
(1) 子ども手当の減額	▲ 2083		
(2) 高速無料化実験凍結	▲ 1000		
(3) 基礎年金国庫負担繰入減額	▲ 24897		
(4) エネルギー特会への繰入減額	▲ 500		
(5) 政府開発援助等の減額	▲ 501		
(6) 議員歳費の減額	▲ 22		
(7) 経済対応等予備費の減額	▲ 8100		
合　　計	3,051	合　　計	3,051

①災害救助関係費は、応急仮設住宅の建設（10 万戸の仮設住宅の建設・賃貸等）3626 億円、遺族への弔慰金・被災者への障害見舞金の支給 85 億円、災害援護資金の貸付 350 億円、生活福祉資金の貸付 257 億円、被災者緊急支援 (高齢者) ・乳幼児ケア、被災地における診療確保等 112 億円などである。

②災害廃棄物処理事業費は、津波等により発生した災害廃棄物（ガレキ等）を処理するための経費 3519 億円である。

③災害対応公共事業費は、河川・海岸・道路・港湾・漁港・下水道等 8235 億円、農地・農業用施設 500 億円、有料道路 492 億円、既設公営住宅 468 億円、空港 237 億円、水道・工業用水・廃棄物処理施設等 506 億円、災害公営住宅の整備等 1116 億円、災害復旧に緊急に必要となる公共土木施設等の緊急補修等 465 億円などである。

④施設費災害復旧費等は、学校施設等災害復旧費 1831 億円、学校施設耐震化 340 億円、医療・介護・障害者施設などの社会福祉施設等 845 億円、農業・林業用施設等 355 億円、警察・消防防災施設等 264 億円、中小企業組合等共同施設等 190 億円などである。

⑤災害関連融資関係費は、中小企業等の事業再建・経営安定のための融資等 5100 億円、災害復興住宅融資等 560 億円、農林漁業者の事業再建・経営安定のための融資等 400 億円、市立学校の施設整備等のための低利融資 226 億円などである。

⑥地方交付税は、地方が自由に使える資金として災害対応の特別交付税 1200 億円である。

⑦その他の大震災関係経費は、自衛隊・消防・警察・海上保安庁活動経費等 2593 億円、医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置 1142 億円、漁船保険・漁業共済の支払い支援 939 億円、漁場・養殖施設等復旧対策 681 億円、被災者生活再建支援金 520 億円、雇用関係 514 億円、被災児童生徒等就学支援 219 億円、企業等の電力需給対策（給油所資金繰り支援、タンク補修等給油所早期復旧支援）136 億円などである。

(2) 第 2 次補正予算

東日本大震災の直近の復旧状況等を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すための経費を計上し、財源については、追加国債を発行せず、2010 年度決算の剰余金で賄うとした。

歳　　出	(億円)	歳　　入	（億円）
1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	前年度剰余金受入	19,988
(1) 原子力損害賠償法関係経費	2,474	財政法第 6 条剰余金	14,533
(2) 原子力損害賠償支援機構関係経費	280	地方交付税交付金財源	5,455
2. 被害者支援関係経費	3,774		
(1) 二重債務問題対策関係経費	774		
(2) 被災者生活再建支援金補助金	3,000		
3. 東日本大震災復興対策本部	5		
運営経費			
4. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000		
5. 地方交付税交付金	5,455		
合　　計	19,988	合　　計	19,988

①原子力損害賠償法関係経費は、政府補償契約に基づく補償金支払い 1200 億円、原子力損害賠償和解・仲介業務経費 13 億円、福島県原子力被災者・子ども健康基金 962 億円、除洗ガイドライン作成等事業 2 億円、放射能モニタリング強化 235 億円、福島県外も含めた校庭

等の放射線低減事業 50 億円、東電福島原子力発電所の事故調査・検証委員会経費 2 億円、「日本ブランド」復活のための対外発進力強化 53 億円などである。

②原子力損害賠償支援機構法関係費は、原子力損害賠償支援機構への出資金 70 億円、交付国債償還財源に係る利子負担 200 億円、東電に関する経営・財務調査委員会に必要な経費 10 億円などである。このほか、原子力損害賠償支援機公法に基づき、原子力損害賠償支援機公に資金拠出するための交付公債の発行限度額 2 兆円を設定するとともに政府補償枠 2 兆円を設定している。

③二重債務対策は、中小企業再生支援協議会を核とした相談窓口の体制強化 30 億円、中小企業基盤整備機構が出資する新たな仕組み 1 億円、再生可能性を判断する間の利子負担の軽減 184 億円、震災で一端廃業した中小企業等を対象とする融資の拡充 10 億円、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（1 次補正で 155 億円措置）100 億円、被災地域産業再整備事業（1 次補正で 10 億円措置）215 億円、水産業共同利用施設の機器（製氷場等）整備拡充 193 億円、木質系廃棄物等の活用可能性調査 1 億円、再生可能性のある医療・福祉施設に対する貸付債権の条件変更を推進するための福祉医療機構の財務基盤強化 40 億円などである。

歳　　出	(億円)	歳　　入	(億円)
1. 東日本大震災関係経費	117,335	復興債	115,500
(1) 災害救助等関係経費	941		
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,860	税外収入	187
(3) 公共事業等の追加	14,734		
災害復旧等事業費	8,706	復興財源となる歳出削減	1,648
一般公共事業関係費	1,990		
施設費等	4,038		
(4) 災害関連融資関係経費	6,716		
(5) 地方交付税交付金	16,635		
(6) 東日本大震災復興交付金	15,612		
(7) 原子力災害復興関係経費	3,558		
(8) 全国防災対策費	5,752		
(9) その他東日本大震災関係経費	24,631		
立地補助金	5,000		
雇用関係	3,780		
節電エコ補助金	2,324		
住宅エコポイント	1,446		
(10) 年金臨時財源の補てん	24,897		
2. その他の経費	3,210	税外収入	867
(1) 災害対策費	3,203	東日本大震災復旧・復興	2,343
(2) その他	7	予備費の減額	
3.B 型肝炎関係経費	480	税外収入等	480
合　　計	121,025	合　　計	121,025

④復旧・復興予備費は、予見しがたい予算の不足に緊急に充てるものとして 8000 億円計上している。

⑤地方交付税は、被災自治体の等の特別な財政需要、復旧・復興予備費の使用に係る地方負担分の経費、被災者生活再建支援制度の地方負担に係る積み増し分等などに適切に対応するものとして 5455 億円計上されている。

(3) 第 3 次補正予算

東日本大震災、原子力災害からの本格的な復興予算として、「復興基本方針」に基づき、真に復興に資する施策の重点的な措置、最近の過度の円高による産業空洞化等への対応、B 型肝炎関係経費、台風 12 号への対応を含めた災害対策等が計上されている。財源については、あらかじめ償還の道筋を定めた復興債の発行等で確保したとしている。

①災害救助等関係費は、被災児童生徒等就学支援事業（県基金の 3 年間延長）297 億円、地域自殺対策緊急強化事業 37 億円、災害救助法による災害救助 301 億円、生活福祉資金の貸付 165 億円などである。

②津波等により発生した災害廃棄物（ガレキ等）を処理するための経費は 3860 億円が計上されている。

③災害復旧公共事業は、公共土木施設等（河川・海岸・道路・港湾・漁港・農地・農業用地等）8366 億円、有料道路・水道等 340 億円などである。

④復興に向けた一般公共事業は、道路整備事業 827 億円、治山・水産基盤整備事業等 543 億円、港湾整備事業・空港整備事業等 294 億円、治水事業 195 億円、廃棄物・水道 132 億円などである。

⑤施設費等は、学校施設等の復旧 1127 億円、大学等研究施設の整備（東北メディカル・メガバンク計画等）369 億円、鉄道施設等 66 億円などである。

⑥災害関連融資関係費は、中小企業等の事業再建・経営安定のための融資事業等 6530 億円（事業規模は 11.6 兆円で、うち中小企業向け信用保証 5 兆円、中小企業向け貸付 5 兆円である）、農林漁業者等の経営再建のための融資等 186 億円などである。

⑦地方交付税は 1 兆 6635 億円であり、復旧・復興に向けた被災地の地方負担分について、震災復興特別交付税で手当てする。

⑧東日本大震災復興交付金は 1 兆 5612 億円であり、被災自治体が自らの復興プランの下に進める地域作りを支援し、復興を加速させるために創設した。土地区画整理事業・防災集団移転事業等の復興地域作りに必要な各種補助メニューを一括し、復興地域作りに必要となる各種ハード・ソフト事業を実施可能とする使途の自由度の高い資金を確保したとしている。

⑨原子力災害復興関係費は、放射性物質により汚染された土壌等の除洗、汚染廃棄物の処理等 2459 億円、放射線治療に関する国際的医療センター整備、地域医療の再生 687 億円、原子力損害賠償仮払金 26425 億円、環境創造センターの整備 80 億円などである。

⑩全国防災対策費は、学校施設耐震化・防災機能強化 2051 億円（公立学校 1630 億円、国立大学等 270 億円、私立学校等 150 億円）、道路整備事業 1092 億円、治水・海岸・港湾・空港整備事業 612 億円、社会資本総合整備事業 566 億円、農業農村整備・水産基盤整備事業 223 億円などである。

⑪そのほか、産業空洞化・雇用喪失を防ぐためサプライチェーンの中核となる部品・素材分野と高付加価値の成長分野の生産・研究開発拠点に国内立地補助事業を実施するための立地補助金 5000 億円、重点分野の雇用創造事業 3510 億円、新卒者就職支援プロジェクト事業 235 億円、災害復興住宅融資等 1507 億円、住宅エコポイント 1446 億円、フラット 35S の金利引き下げ 159 億円、節電エコ補助金等 2324 億円、水産業の復旧・復興 1576 億円、自衛隊施設・装備品の復旧 1470 億円、森林・林業の復興 1400 億円、医療・介護・福祉等 1231 億円、エコタウン化事業 840 億円、被災中小企業復興支援リース料補助など中小企業対策 452 億円、復旧・復興に向けた教育支援事業 411 億円などである。

(4) 第 4 次補正予算

必要性・緊急性の高い追加財政需要、国民の安心・安全確保の観点からの追加財政需要などを見極めたものであるとされる。

歳　　出	(億円)	歳　　入	(億円)
1. 義務的経費の追加	1,406	税収	11,030
(1) 災害対策費	67		
(2) 生活保護費等負担金等	1,339	税外収入	88
2. その他の経費	20,331		
(1) 高齢者医療・子育て・福祉等	4,939	既定経費の節減	14,227
(2) 国際分担金及び拠出金	1,875	国債費の不要	12,923
(3) 食と農林漁業の再生に必要な経費	1,574	その他	1,304
(4) 中小企業資金繰り支援	7,413		
(5) 環境対応車普及促進対策費	3,000	公債金	―
(6) その他	1,530		
3. 地方交付税交付金	3,608		
合　　計	25,345	合　　計	25,345

〔資料〕

〈平成 24 年度地方団体の歳入歳出総額の見込み額（総務省）より一部抜粋〉

平成 24 年度地方財政計画のポイント

総　　務　　省
平 成 ２ ４ 年 １ 月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

１．通常収支分

(1)地方交付税

地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、前年度に比して増額確保

地方交付税	17.5 兆円(前年度　17.4 兆円)
・ 法定率分等	10.7 兆円
・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補填)	5.3 兆円
・ 別枠加算	1.1 兆円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	0.35 兆円

※公庫債権金利変動準備金の活用は、平成 24 年度から平成 26 年度まで、総額1兆円を目途

(2)一般財源総額

中期財政フレーム(平成 24 年度～26 年度)に基づき、平成 23 年度と同水準を確保

一般財源総額	59.6 兆円(前年度　59.5 兆円)	
一般財源総額(水準超経費除き)	59.0 兆円(	同　58.8 兆円)
・ 地方税	33.7 兆円(	同　33.4 兆円)
・ 地方譲与税･地方特例交付金	2.4 兆円(	同　2.6 兆円)
・ 地方交付税	17.5 兆円(	同　17.4 兆円)
・ 臨時財政対策債	6.1 兆円(	同　6.2 兆円)

(3)地方長期債務残高の抑制

○　一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を縮減(前年度比▲0.03 兆円)

○　交付税特別会計借入金を償還(㉔ 0.1 兆円)

２．東日本大震災分

東日本大震災の復旧･復興事業、緊急防災･減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

(1)震災復興特別交付税

復旧･復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため 0.7 兆円確保

(2)緊急防災･減災事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業を 0.6 兆円計上

平成24年度地方財政計画の概要

総　　務　　省
平成２４年１月

地方財政計画は、地方交付税法第７条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

Ⅰ　平成24年度の地方財政の姿

１．通常収支分

① 地方財政計画の規模	81兆8,647億円	（前年度比▲6,407億円、▲0.8%）
② 地方一般歳出	66兆4,533億円	（前年度比▲3,780億円、▲0.6%）
③ 一般財源総額	59兆6,241億円	（前年度比＋1,251億円、＋0.2%）
・水準超経費除き	58兆9,741億円	（　同　＋1,951億円、＋0.3%）
※ 中期財政フレーム（平成24年度～26年度）に基づき、平成23年度と同水準を確保		
④ 地方交付税の総額	17兆4,545億円	（㉓17兆3,734億円、＋　811億円、＋0.5%）
⑤ 地方税及び地方譲与税	35兆9,184億円	（㉓35兆5,786億円、＋3,398億円、＋1.0%）
⑥ 臨時財政対策債	6兆1,333億円	（㉓ 6兆1,593億円、▲　260億円、▲0.4%）
⑦ 財源不足額	13兆6,846億円	（㉓14兆2,452億円、▲5,606億円、▲3.9%）

２．東日本大震災分

（１）東日本大震災復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	6,855 億円
② 規模（直轄・補助及び地方単独事業等）	1 兆 7,788 億円

（２）緊急防災・減災事業

規模（直轄・補助及び地方単独事業等）	6,329 億円

Ⅱ 通常収支分

1 地方交付税の確保

- 地方交付税　17兆4,545億円（前年度比 ＋811億円、＋0.5%）
- 別枠加算（1兆500億円）の維持や繰越金（4,608億円）、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（3,500億円）の活用等により、地方交付税を確保

① 地方交付税の法定率分等	10兆7,233億円
・国税5税分の法定率分	11兆　517億円
・国税決算精算分（⑲、⑳）、⑳補正予算（第２号）における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分	▲4,464億円
・交付税特別会計借入金償還額	▲1,000億円
・交付税特別会計借入金支払利子	▲2,428億円
・平成23年度からの繰越金 （第2次補正関係1,000億円＋第4次補正関係3,608億円）	4,608億円
② 一般会計における加算措置等	6兆3,813億円
・折半対象以外の財源不足における補塡（既往法定分等）	1兆4,952億円
・地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算	1兆　500億円
・臨時財政対策特例加算	3兆8,361億円
③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,500億円

【参考】地方交付税の推移（兆円）

	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5

※　地域経済基盤強化・雇用等対策費　1兆4,950億円

「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1,750億円）を含めて計上

この中の住民生活に光をそそぐ事業について、児童虐待防止・消費者行政等に要する経費を拡充

2　財源不足の補填

平成24年度における財源不足　13兆6,846億円（㉓14兆2,452億円）
うち折半対象財源不足　7兆6,722億円（㉓ 7兆6,308億円）

○　歳出の計上において、人事委員会勧告や定員の純減等に伴う給与関係経費の減（前年度比▲2,934 億円）や決算等を踏まえた積算方法の見直しなどによる公債費の減（同▲1,633 億円）などを適切に反映

○　その上で見込まれる財源不足について、平成 23 年度から平成 25 年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき以下のとおり補填

【折半対象以外の財源不足】	6 兆　124 億円
①　財源対策債の発行	8,200 億円
②　地方交付税の増額による補填	2 兆 8,952 億円
・　一般会計における加算措置（既往法定分等）	9,752 億円
・　別枠の加算（財源不足の状況を踏まえた加算）	1 兆　500 億円
・　交付税特別会計剰余金の活用	5,200 億円
・　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,500 億円
③　臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	2 兆 2,972 億円

【折半対象財源不足】	7 兆 6,722 億円
①　地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	3 兆 8,361 億円
②　臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額）	3 兆 8,361 億円

3　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

・「地方公共団体金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号）附則第 14 条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ（平成 24 年度は 3,500 億円）

・中期財政フレームの期間（平成 24 年度～平成 26 年度）中、総額 1 兆円を目途

4　地方財源の確保

一般財源総額　59兆6,241億円（前年度比 ＋1,251億円、＋0.2%）
一般財源（水準超経費除き）の総額　58 兆 9,741 億円（ 同 ＋1,951 億円、＋0.3%）
※　一般財源比率　65.3%（㉓64.6%）

- 地方税　33 兆 6,569 億円（前年度比 ＋2,532 億円、＋ 0.8%）
  うち水準超経費相当　6,500 億円（ 同 ▲700 億円、 ▲9.7%）
- 地方譲与税　2 兆 2,615 億円（ 同 ＋ 866 億円、＋ 4.0%）
- 地方交付税　17 兆 4,545 億円（ 同 ＋ 811 億円、＋ 0.5%）
- 地方特例交付金　1,275 億円（ 同 ▲2,602 億円、▲67.1%）
- 臨時財政対策債　6 兆 1,333 億円（ 同 ▲ 260 億円、▲ 0.4%）
- 緊急防災・減災事業の一般財源充当分　▲96 億円

地方債総額　5兆　321億円（前年度比 ▲2,858億円、▲5.4%）
臨時財政対策債含み　11兆1,654億円（ 同 ▲3,118億円、▲2.7%）
※　地方債依存度（臨時財政対策債を含む）　13.6%（㉓13.9%）

- 通常債　4 兆 2,121 億円（前年度比 ▲1,658 億円、▲ 3.8%）
- 財源対策債　8,200 億円（ 同 ▲1,200 億円、▲12.8%）

（参考）臨時財政対策債　6兆 1,333 億円（ 同 ▲ 260 億円、▲ 0.4%）

5　地方長期債務財高の抑制

- 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を抑制（前年度比 ▲260億円、▲0.4%）
- 交付税特別会計借入金を償還（1,000億円）

6　社会保障関係費の自然増等への対応

国と同様、地方の社会保障関係費も毎年度大幅な自然増となることに対応し、地方負担（補助・単独）額を7,715億円増額計上し、対応する財源を確保

○　地方負担（補助・単独）額の増額分の内訳

- 一般行政経費補助（生活保護、医療、介護等）　4,280 億円
- 一般行政経費単独　2,816 億円
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等　619 億円

7　子どものための手当

・　平成 24 年度以降の子どものための手当については、費用負担を国：地方＝2：1 とし恒久化

※　公務員分は全額所属庁が負担。また、所得制限未満の被用者に対する３歳未満の子どもに係る手当の費用の 7/15 を事業主が負担

※　平成 24 年度の地方負担の増（子ども手当特例交付金（所要額：1,353 億円）の振替え分を含む）

○ 子どものための手当の支給額

３歳未満：月額 15,000 円

３歳以上小学校修了前まで：第１子・第２子　月額 10,000 円

第３子以降　月額 15,000 円

中学生：月額 10,000 円

※　所得制限以上の者について、年少扶養控除の廃止等による手取り減に対応するため、月額5,000円を支給（所得制限は960万円（夫婦、子ども２人）を基準とし、平成 24 年 6 月分から適用）

○ 地方増収分（使途未定分）の取扱い

① 平成 24 年度の取扱い（5,050 億円）

・　子どものための手当の地方負担の増（子ども手当特例交付金（所要額：1,353 億円）の振替え分を含む）（2,440 億円）

・　平成 24 年度税制改正に伴い必要となる自動車取得税交付金の減収補填のための地方特例交付金（所要額：500 億円）の措置の振替え

・　国庫補助負担金の一般財源化

（ⅰ）子育て関連の国庫補助負担金（子育て支援交付金等）（315 億円）

（ⅱ）国民健康保険都道府県調整交付金（1,526 億円）（給付費等の 2%分を国定率負担から移す）

・　暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用（269 億円）

※　超過負担の解消に平成 24 年度予算から取り組み、早期の解消を目指す

② 平成 25 年度以降の取扱い

・　平成 25 年度以降の地方の追加増収等について、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用（具体的内容は今後検討）

○　「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける

8　宝くじ（当せん金付証票）の活性化

電磁的記録による当せん金付証票の導入、当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和等

Ⅲ 東日本大震災分

1 震災復興特別交付税

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保

○ 震災復興特別交付税　6,855億円

（うち平成23年度震災復興特別交付税に係る年度調整分　1,365億円）

○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要

① 直轄・補助事業の地方負担分　3,384億円

※ 直轄・補助事業費（直轄事業に係る国費2,259億円を含む）　1兆6,544億円

② 地方単独事業分　2,200億円

・中長期派遣職員、除染、投資単独等　1,200億円

・㉔に繰り越す㉓特別交付税による対応を見込んでいた分　1,000億円

③ 地方税等の減収分　1,271億円

・地方税法等に基づく特例措置分　644億円

・条例減免分　544億円

・復興特区法等に基づく特例措置分　83億円

※ 平成23・24年度分の累計額は2兆2,125億円

2 緊急防災・減災事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業を6,329億円計上

① 全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費　4,899億円

② 地方単独事業費　1,400億円

震災復興特別交付税について

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保

平成24年度震災復興特別交付税　　6,855億円

（うち平成23年度震災復興特別交付税に係る年度調整分　1,365億円）

（単位：億円）

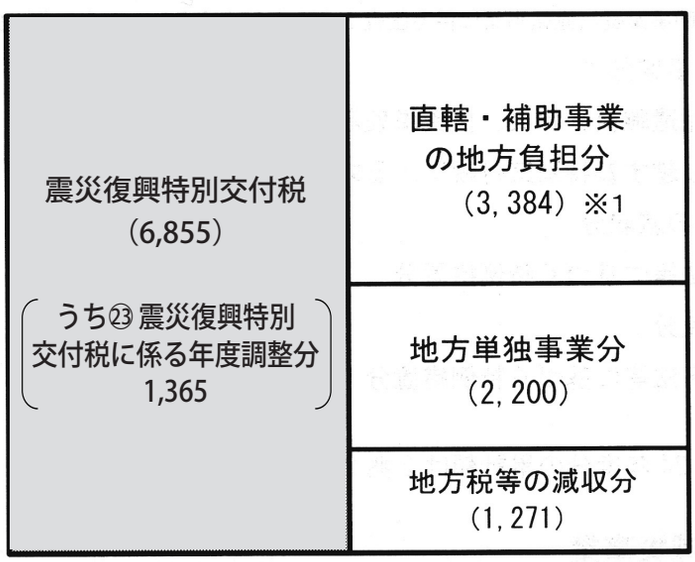

※1　直轄・補助事業費（直轄事業に係る国費2,259億円を含む）は1兆6,544億円

※2　震災復興特別交付税の平成23・24年度分の累計額は2兆2,125億円

（参考）平成23年度特別交付税（東日本大震災関係分）の交付状況

		（被災団体分）
4月　第1回特例交付	762億円	（　705億円）
9月　第2回特例交付	1,748億円	（　894億円）
12月　定例交付	2,406億円	（2,354億円）
計	4,916億円	（3,952億円）

※　平成23年度補正予算（第3号）に計上した震災復興特別交付税1兆6,635億円のうち年度調整分1,365億円を除く1兆5,270億円については、所要額を平成24年3月に決定・交付予定

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用について

○ 地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ

○ 中期財政フレームの期間（平成24年度～平成26年度）中、総額1兆円を目途

○ 平成24年度3,500億円

【地方財政への活用】

① 臨時財政対策債の縮減

交付税特別会計への3,500億円の繰入れにより、折半対象財源不足が▲3,500億円となり、折半ルールに基づき、交付税が1,750億円の増、臨時財政対策債が1,750億円の減

② 歳出特別枠への追加

歳出特別枠の「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減（▲1,800億円）を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費（仮称）」として整理・統合し、国の臨時財政特例加算の縮減（▲1,750億円）の代わりに公庫債権金利変動準備金（1,750億円）が活用されることを踏まえ、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1,750億円）を計上

＜公庫債権金利変動準備金の活用の流れ＞

平成 24 年度以降の子どものための手当について

○ 子ども一人あたり支給額

3歳未満：月額15,000円

3歳以上小学校修了前まで：（第１子・第２子）月額10,000円、（第３子以降）月額15,000円

中学生：月額10,000円

※ 所得制限以上の者について、年少扶養控除の廃止等による手取り減に対応するため、月額5,000円を支給（所得制限は960万円（夫婦、子ども２人）を基準とし、平成24年6月分から適用）

※ システム改修経費は、全額国が負担する前提で所要額を、平成23年度第4次補正予算で安心こども基金に積増し

○ 費用負担 国：地方=2：1（恒久化） 公務員分は全額所属庁負担

◎地方増収分（使途未定分）の取扱い

1 平成24年度の取扱い（5,050億円）

① 子どものための手当の地方負担の増（子ども手当特例交付金（所要額1,353億円）の振替え分を含む）（2,440億円）

② 平成24年度税制改正に伴い必要となる自動車取得税交付金の減収補填のための地方特例交付金（所要額：500億円）の措置の振替え

③ 国庫補助負担金の一般財源化（1,841億円）

・ 子育て関連の国庫補助負担金（子育て支援交付金等）（315億円）

・ 国民健康保険都道府県調整交付金（1,526億円）（給付費等の2%分を国定率負担から移す）

④ 暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用（269億円）

※ 超過負担の解消に平成24年度予算から取組み、早期の解消を目指す

2 平成25年度以降の取扱い

平成25年度以降の地方の追加増収等について、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用（具体的内容は今後検討）

＜子どものための手当の費用負担＞

【現行】被用者・非被用者分

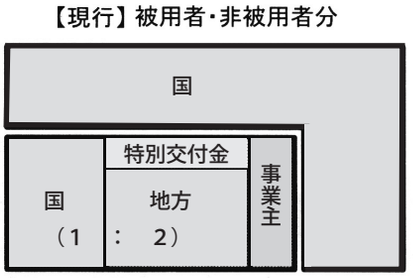

※ 公務員は全額所属庁が負担

※ 子ども手当の創設に伴う地方負担増（所得制限超世帯分、地方公務員分の一部）に対応するため、子ども手当特例交付金を交付

【見直し案】被用者・非被用者分

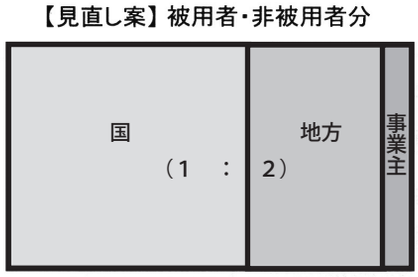

※ 公務員は全額所属庁が負担

※ 子ども手当特例交付金は、制度改正に伴い整理

地域自主戦略交付金の拡充等について

1　地域自主戦略交付金の拡充

○　平成24年度予算額6,754億円
○　都道府県分の対象事業を拡大
○　政令指定都市分を創設
○　地方負担分については、原則として公共事業等債を充当

＜対象補助金（主なもの）＞

【都道府県分】

①新規対象分
- ○農業・食品産業強化対策整備交付金の一部
- ○農山漁村活性化対策整備交付金の一部
- ○水産業強化対策整備交付金の一部

②対象事業拡大分
- ○交通安全施設整備費補助金の一部
- ○農山漁村地域整備交付金の一部
- ○社会資本整備総合交付金の一部

【政令指定都市分】
- ○学校施設環境改善交付金の一部
- ○水道施設整備費補助の一部
- ○社会福祉施設等施設整備費補助金の一部
- ○工業用水道事業費補助
- ○社会資本整備総合交付金の一部
- ○循環型社会形成推進交付金の一部

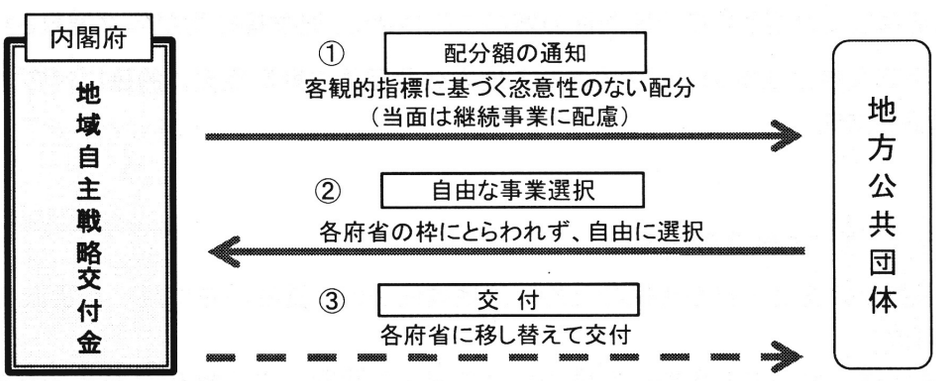

2　沖縄振興一括交付金の創設

現行の沖縄振興自主戦略交付金を拡充し、経常的経費及び市町村事業を含む沖縄独自の新たな一括交付金を創設（沖縄振興予算総額2,937億円のうち1,575億円）

（1）沖縄振興特別推進交付金（803億円）

これまで地方単独により行っていたソフト事業なども対象（交付率：8／10）

＜対象事業＞

○沖縄振興に資するソフト事業及び施設整備　（公共事業を除く。）

（2）沖縄振興公共投資交付金（771億円）

現行の沖縄振興自主戦略交付金の対象事業を拡大（全国並び）するとともに、沖縄独自に対象範囲を拡大

（交付率：既存事業の高率補助を適用）

＜対象補助金（主なもの）＞

○学校施設環境改善交付金の一部
○農山漁村地域整備交付金
○社会資本整備総合交付金の一部

住民生活に光をそそぐ事業について

○ 住民生活にとって大事な分野でありながら、これまで光が当てられてこなかった分野（消費者行政、DV対策・自殺予防、知の蓄積等による地域づくりなど）における平成22年度の補正予算で措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」に呼応した取組について、平成23年度から普通交付税（単位費用）において、所要経費を算入

○ 平成24年度の普通交付税については、児童虐待事例の増加等に対応するための地方公共団体による児童虐待防止への取組みや、地域消費者行政の更なる充実のための措置を拡充

平成24年度における拡充（普通交付税措置　㉓ 300億円 → ㉔ 350億円）

1　児童虐待防止等への対応（児童福祉司）

・ 児童相談所が対応した児童虐待対応件数は増加傾向をたどり、平成22年度では、55,152件と過去最高を記録

　虐待の早期発見のため、地方公共団体では、関係機関の連携などを実施しており、児童相談所における児童福祉司が担う業務や専門性の増加にあわせて、児童福祉司が年々増員されている状況

・ そこで、児童虐待防止等の取組みを進める地方公共団体の財政需要に的確に対応するため、普通交付税措置を拡充

2　消費者行政に要する経費の拡充

・ 地域の消費者の安全・安心確保のためには地域住民の消費者問題に対する意識を高めていくことが不可欠

・ 地方公共団体においても多様な部局において消費者問題に取り組み、「総合的な対応力」を高めていくことが重要

・ そこで、ＮＰＯや自治会といった地域の多様な主体に対する委託費等の充実や地方公共団体職員、事業者団体等に対する研修費等の充実といった消費者行政の更なる充実に係る財政需要について普通交付税措置を講ずる

（参考）住民生活に光をそそぐ事業の取組事例

－ DV対策、児童虐待防止、自殺予防等の弱者対策・自立支援

・児童福祉司の充実
・保健師、婦人相談所職員等の充実

－ 知の蓄積等による地域づくり

・図書館職員の充実

－ 消費者行政の充実

※上記のほか、社会的弱者等の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりについて特別交付税措置

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成24年度	平成23年度
歳入合計 ①		818,647	825,054
地方税 ②		336,569	334,037
地方譲与税 ③		22,615	21,749
地方特例交付金 ④		1,275	3,877
地方交付税 ⑤		174,545	173,734
地方債 ⑥		111,654	114,772
	うち臨時財政対策債 ⑦	61,333	61,593
緊急防災・減災事業一般財源充当分 ⑧		▲ 96	－
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②＋③＋④＋⑤＋⑦＋⑧	596,241	594,990
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧}{①}$	65.3%	64.6%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	13.6%	13.9%

（参考）

○ 地方の借入金残高（東日本大震災分を含む）　200.5兆円（平成24年度末見込み）
※ 200.4兆円（平成23年度末見込み）

○ 交付税特別会計借入金残高　33.4兆円（平成24年度末）
※ 33.5兆円（平成23年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位：億円、%)

区分		平成24年度(A)	平成23年度(B)	増減額(A)-(B)(C)	増減率(C)/(B)
歳入	地方税	336,569	334,037	2,532	0.8
	地方譲与税	22,615	21,749	866	4.0
	地方特例交付金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
	地方交付税	174,545	173,734	811	0.5
	国庫支出金	117,604	121,745	△ 4,141	△ 3.4
	地方債	111,654	114,772	△ 3,118	△ 2.7
	うち臨時財政対策債	61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
	うち財源対策債	8,200	9,400	△ 1,200	△ 12.8
	使用料及び手数料	14,037	14,279	△ 242	△ 1.7
	雑収入	40,444	40,861	△ 417	△ 1.0
	緊急防災・減災事業一般財源充当分	△ 96	-	△ 96	-
	計	818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8
	一般財源	596,241	594,990	1,251	0.2
	(水準超経費を除く)	589,741	587,790	1,951	0.3
歳出	給与関係経費	209,760	212,694	△ 2,934	△ 1.4
	退職手当以外	188,247	190,961	△ 2,714	△ 1.4
	退職手当	21,513	21,733	△ 220	△ 1.0
	一般行政経費	311,406	308,226	3,180	1.0
	補助	158,820	157,481	1,339	0.9
	単独 ※1	138,095	138,601	△ 506	△ 0.4
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3
	地域経済基盤強化・雇用等対策費 ※2	14,950	15,000	△ 50	△ 0.3
	公債費	130,790	132,423	△ 1,633	△ 1.2
	維持補修費	9,667	9,612	55	0.6
	投資的経費	108,984	113,032	△ 4,048	△ 3.6
	直轄・補助	57,354	59,474	△ 2,120	△ 3.6
	単独	51,630	53,558	△ 1,928	△ 3.6
	公営企業繰出金	26,590	26,867	△ 277	△ 1.0
	企業債償還費普通会計負担分	16,824	17,118	△ 294	△ 1.7
	その他	9,766	9,749	17	0.2
	不交付団体水準超経費	6,500	7,200	△ 700	△ 9.7
	計	818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8
	(水準超経費除く)	812,147	817,854	△ 5,707	△ 0.7
	地方一般歳出	664,533	668,313	△ 3,780	△ 0.6

※1 地方税等の減収分(震災関連)見合い歳出分1,271億円を控除した額である。

※2 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」(3,000億円)及び「地域活性化・雇用等対策費」(1兆2,000億円)の合算額である。

2. 地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1)復旧・復興事業

（単位：億円、％）

区分		平成24年度（A）	平成23年度（B）	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	6,855	－	6,855	皆増
	国庫支出金	10,772	－	10,772	皆増
	地方債	127	－	127	皆増
	雑収入	34	－	34	皆増
	計	17,788	－	17,788	皆増
歳出	給与関係経費	145	－	145	皆増
	一般行政経費	9,496	－	9,496	皆増
	補助	6,805	－	6,805	皆増
	単独	2,691	－	2,691	皆増
	公債費	33	－	33	皆増
	投資的経費	8,091	－	8,091	皆増
	直轄・補助	7,391	－	7,391	皆増
	単独	700	－	700	皆増
	公営企業繰出金	23	－	23	皆増
	計	17,788	－	17,788	皆増

(2)緊急防災・減災事業

（単位：億円、％）

区分		平成24年度（A）	平成23年度（B）	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	一般財源充当分	96	－	96	皆増
	国庫支出金	2,059	－	2,059	皆増
	地方債	4,173	－	4,173	皆増
	雑収入	1	－	1	皆増
	計	6,329	－	6,329	皆増
歳出	一般行政経費	120	－	120	皆増
	補助	70	－	70	皆増
	単独	50	－	50	皆増
	公債費	30	－	30	皆増
	投資的経費	5,743	－	5,743	皆増
	直轄・補助	4,393	－	4,393	皆増
	単独	1,350	－	1,350	皆増
	公営企業繰出金	436	－	436	皆増
	計	6,329	－	6,329	皆増

（参 考）

通常収支分と東日本大震災分の合計

（単位：億円、％）

区分		平成24年度（A）	平成23年度（B）	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	336,569	334,037	2,532	0.8
	地方譲与税	22,615	21,749	866	4.0
	地方特例交付金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
	地方交付税	181,400	173,734	7,666	4.4
	震災復興特別交付税以外	174,545	173,734	811	0.5
	震災復興特別交付税	6,855	－	6,855	－
	国庫支出金	130,435	121,745	8,690	7.1
	地方債	115,954	114,772	1,182	1.0
	うち臨時財政対策債	61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
	うち財源対策債	8,200	9,400	△ 1,200	△ 12.8
	使用料及び手数料	14,037	14,279	△ 242	△ 1.7
	雑収入	40,479	40,861	△ 382	△ 0.9
	計	842,764	825,054	17,710	2.1
	一般財源	603,192	594,990	8,202	1.4
歳出	給与関係経費	209,905	212,694	△ 2,789	△ 1.3
	退職手当以外	188,392	190,961	△ 2,569	△ 1.3
	退職手当	21,513	21,733	△ 220	△ 1.0
	一般行政経費	321,022	308,226	12,796	4.2
	補助	165,695	157,481	8,214	5.2
	単独	140,836	138,601	2,235	1.6
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3
	地域経済基盤強化・雇用等対策費 ※	14,950	15,000	△ 50	△ 0.3
	公債費	130,853	132,423	△ 1,570	△ 1.2
	維持補修費	9,667	9,612	55	0.6
	投資的経費	122,818	113,032	9,786	8.7
	直轄・補助	69,138	59,474	9,664	16.2
	単独	53,680	53,558	122	0.2
	公営企業繰出金	27,049	26,867	182	0.7
	企業債償還費普通会計負担分	16,824	17,118	△ 294	△ 1.7
	その他	10,225	9,749	476	4.9
	不交付団体水準超経費	6,500	7,200	△ 700	△ 9.7
	計	842,764	825,054	17,710	2.1
	地方一般歳出	688,587	668,313	20,274	3.0

※ 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」（3,000億円）及び「地域活性化・雇用等対策費」（1兆2,000億円）の合算額である。

平成２４年度地方公営企業関係予算主要項目

（通常収支分）

第１　総務省分

（単位：百万円）

項　　目	平成24年度予算額(案)	前　年　度当初予算額	差引増減額	摘　　要
1　経営アドバイザーの派遣等に要する経費	2	3	△ 1	地方公営企業における経営の効率化、事業の新展開等について、専門的見地から助言等を行う経営アドバイザー制度を実施するための経費である。
2　地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	180	202	△ 22	地方財政決算情報管理システム（決算統計）の運営に要する経費である。（公営企業分は内数）
3　地方公営企業に対する経営管理等に要する経費	4	6	△ 2	水道事業、工業用水道事業、下水道事業の経営指標及び病院事業の決算カードの作成に要する経費である。
4　公立病院改革の推進に要する経費	2	3	△ 1	公立病院改革の推進を促すための経費である。
5　第三セクター等の経営改革の推進に要する経費	1	1	0	第三セクター等における経営の健全化、効率化に要する経費である。
合　　計	189	215	△ 26	

第２　他省庁分

（単位：百万円）

項　　目	平成24年度予算額(案)	前　年　度当初予算額	差引増減額	摘　　要
1　水道事業関係	31,656	41,254	△ 9,598	都道府県相当分及び政令指定都市相当分は、地域自主戦略交付金へ
(1)　水道水源開発等施設整備費補助	11,337	22,797	△ 11,460	厚生労働省所管 水道水源開発施設　1/2・1/3　1,483 水道広域化施設　1/3・1/4　2,842 高度浄水施設等　定額・1/3・1/4　995 水道水源自動監視施設等　1/4　105 国土交通省所管 （水資源機構分） 水道水源開発施設　1/2・1/3　4,463 （北海道分） 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4　1,449
(2)　簡易水道等施設整備費補助	20,319	18,457	1,862	厚生労働省所管　14,571 国土交通省所管 （離島・奄美分） 簡易水道等施設　1/2　1,822 （北海道分） 簡易水道等施設　4/10・1/3・1/4　1,600 内閣府（沖縄）所管 簡易水道等施設　2/3・1/2　2,326

（単位：百万円）

項　　目	平成24年度予算額(案)	前年度当初予算額	差引増減額	摘　　要
2　工業用水道事業関係	303	541	△ 238	都道府県相当分及び政令指定都市相当分は、地域自主戦略交付金へ
(1)　工業用水道事業費補助	198	428	△ 230	経済産業省所管 工業用水道事業費補助（※）　198
(2)　水資源機構事業費補助	105	113	△ 8	国土交通省所管 工業用水道事業費補助（※）　105 上記（※）の最大補助率 ①　四大工業地帯　0％ ②　その他　30％ なお、地盤沈下対策事業は、②の補助率に10％加算。①については30％加算。 経済産業省所管及び国土交通省所管に係る改築分は、改良事業採択年度における補助率×3/4。ただし、四大工業地帯の基盤整備については15％。
3　交通事業関係	49,355	53,720	△ 4,365	（公営企業分は内数）
(1)　地域公共交通確保維持改善事業費補助金	30,578	30,292	286	国土交通省所管（公営企業分は内数） 補助率　1/3・1/2等
(2)　地下高速鉄道整備事業費補助	16,436	21,120	△ 4,684	国土交通省所管（公営企業分は内数） 補助率 35％ 交付方式　建設年度一括交付
(3)　幹線鉄道等活性化事業費補助 （うち貨物線旅客線化事業）	470	100	370	国土交通省所管 補助率 20％
(4)　低公害車普及促進対策費補助金	774	1,038	△ 264	国土交通省所管（公営企業分は内数） 補助率　1/4・1/3・1/2
(5)　自動車事故対策費補助金 （うち自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業）	1,097	1,170	△ 73	国土交通省所管（公営企業分は内数） 補助率　1/3・1/2
4　電気事業関係	707	692	15	経済産業省所管（公営企業分は内数）
中小水力・地熱発電開発費等補助金 （中小水力発電開発事業）	707	692	15	建設費に対する補助 発電出力　1千超5千kw以下　補助率　20％ 〃　5千超3万kw以下　〃　10％ ※経済性が低い等の地点については更に補助率を10％上乗せする特例措置がある。
5　ガス事業	2	3	△ 1	経済産業省所管
地方都市ガス事業天然ガス化促進対策費補助金 （公営地方都市ガス事業者設備分）	2	3	△ 1	施設取得費利子補給（後年度負担分のみ） 液化天然ガス導入のための施設取得費借入額の1/2に相当する額の支払利息について①公営事業者に適用される地方公共団体金融機構貸付金利と②公営事業者を除く事業者に適用される日本政策投資銀行、日本政策金融公庫の貸付金利との利差分について民間団体等を通じて利子補給が行われる。

（単位：百万円）

項　　目	平成24年度予算額(案)	前年度当初予算額	差引増減額	摘　　要
6　病院事業関係	33,348	36,027	△ 2,679	（公営企業分は内数）
(1)　施設・設備分	5,471	7,263	△ 1,792	（公営企業分は内数）
①　医療施設等施設整備費補助金	851	1,504	△ 653	厚生労働省所管（公営企業分は内数）　406 1)　へき地医療対策 ア　へき地診療所施設整備事業　1/2 イ　過疎地域等特定診療所施設整備事業　1/2 ウ　へき地保健指導所施設整備事業　1/2・1/3 エ　へき地医療拠点病院群施設整備事業　1/2 オ　離島等患者宿泊施設施設整備事業　1/3 カ　産科医療機関施設整備　1/3 2)　プライマリケア 内閣府所管（沖縄分）　1/2　444
②　医療施設等設備整備費補助金	749	831	△ 82	厚生労働省所管（公営企業分は内数） 1)　へき地医療対策 ア　へき地医療拠点病院　1/2 イ　へき地診療所　1/2 ウ　へき地患者輸送車（艇）　1/2 エ　へき地巡回診療車（船）　1/2 オ　離島歯科巡回診療用設備　1/2 カ　過疎地域等特定診療所　1/2 キ　へき地保健指導所　1/3 ク　へき地・離島診療所支援システム設備　1/2 ケ　離島等患者宿泊施設設備整備　1/3 コ　産科医療機関設備整備　1/2 2)　公的医療施設 ア　沖縄医療施設　3/4 イ　奄美群島医療施設　1/2 3)　その他 ア　遠隔医療設備　1/2 イ　歯科口腔保健推進設備整備　1/2
③　医療提供体制整備交付金	3,871	4,928	△ 1,057	（公営企業分は内数）
(2)　運営費等分	27,877	28,765	△ 888	（公営企業分は内数）
①　医療施設運営費等補助金	2,877	2,826	51	厚生労働省所管（公営企業分は内数）
うちへき地保健医療対策費	1,929	2,012	△ 176	へき地医療支援機構　1/2　258 へき地医療拠点病院群　1/2　448 へき地診療所　1/3・3/4・2/3　821 へき地巡回診療車（船・ヘリ）　1/2　43 産科医療機関確保事業　1/2　323 その他　1/2・3/4　36
②　医療提供体制推進事業補助金	25,000	25,939	△ 939	厚生労働省所管（公営企業分は内数） 補助率　1/3，1/2，定額
7　介護サービス施設整備事業関係	4,406	5,000	△ 594	（公営企業分は内数）
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	4,406	5,000	△ 594	厚生労働省（公営企業分は内数） 補助率　定額

（単位：百万円）

項　　目	平成24年度予算額(案)	前年度当初予算額	差引増減額	摘　　要
8　市場事業・と畜場事業関係	839,468	518,679	320,789	（公営企業分は内数）
(1)　地域自主戦略交付金	832,900	512,000	320,900	内閣府所管（公営企業分は内数）
(2)　強い農業づくり交付金	2,093	3,127	△ 1,034	農林水産省所管（公営企業分は内数） 補助率　4/10・1/3以内
(3)　強い水産業づくり交付金	4,475	3,552	923	水産庁所管（公営企業分は内数） 補助率　1/3・4/10・1/2・5.5/10・2/3以内
9　下水道事業関係	2,256,186	2,357,363	△ 101,177	（公営企業分は内数）
(1)　地域自主戦略交付金	752,555	512,024	240,531	内閣府所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2)　地域再生基盤強化交付金	55,800	62,000	△ 6,200	内閣府所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(3)　社会資本整備総合交付金	1,439,530	1,753,870	△ 314,340	国土交通省所管（公営企業分は内数） ※政令指定都市分は地域自主戦略交付金へ ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道
(4)　下水道事業費補助金	1,977	7,387	△ 5,410	国土交通省所管 ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道
(5)　下水道防災事業費補助金	0	535	△ 535	国土交通省所管 ＜対象施設＞ ・下水道法上の下水道
(6)　循環型社会形成推進交付金(公営企業分)	2,276	3,220	△ 944	環境省所管 ※政令指定都市分は地域自主戦略交付金へ ＜対象施設＞ ・特定地域生活排水処理施設
(7)　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	4,048	18,327	△ 14,279	農林水産省所管（公営企業分は内数） ＜対象施設＞ ・簡易排水施設
10　港湾整備事業関係	1,306	548	758	（公営企業分は内数）
(1)　港湾機能高度化施設整備費補助金	1,306	548	758	国土交通省所管　補助率　1/3・4/10・1/2 （公営企業分は内数）

一般社団法人 茨城県地方自治研究センター役員

理事長	吉成好信（代表理事）	理　事	菊池正則
副理事長	鈴木博久	理　事	関根英彦
副理事長	帯刀　治	理　事	岡野孝男
専務理事	千歳益彦	理　事	飯田正美
常務理事	本田佳行	理　事	波多昭治
理　事	堀　良通	理　事	内山　一
理　事	黒江正臣	監　事	木村重雄
理　事	佐川康弘	監　事	石松俊雄
理　事	柴山　章		

編集後記

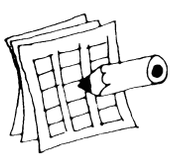

・政府は、2011 年 12 月 24 日の閣議で、2012 年度政府予算案を決定した。一般会計の総額は、2011 年度当初予算比 2.2 パーセント減の 90 兆 3339 億円となった。

2012 年度地方財政計画は、歳入・歳出規模は、81 兆 8700 億円で今年度に比べて 6354 億円の減額となった。一方、地方税、地方交付税などの一般財源総額は、59 兆 6241 億円で今年度比 0.2 パーセント増であり大半の自治体では、2012 年度予算編成にあたっての財源確保の道筋がみえている。

・本号には、高木健二氏（公益財団法人地方自治総合研究所前研究員）の「2012 年度地方財政計画と地方財政」を掲載しました。2012 年度地方財政対策の詳細についてはご一読お願いします。

自治権いばらき

№106　2012 年 2 月 22 日発行

発　行　所　一般社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川２－３－30　自治労会館内
ＴＥＬ　０２９－２２４－０２０６
編集・発行人　吉　成　好　信
印　　刷　凸　紋　字
水戸市栗崎町1242　TEL 029-269-2307